愛媛県知事中村時広殿

四国電力株式会社 取締役社長 佐 伯 勇 人

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬具

記

1. 変更の概要

- (1)組織変更に伴う変更
- (2) 原子力発電安全委員会委員の一部追加

2. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第95回定時株主総会開催日より施行する。ただし、施行後の廃止措置室長、廃止措置課長および安全技術課長に係る事項は2019年7月1日より施行する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更後	備考
(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり,以下のとおり品質保証計画 を定める。	本頁変更なし
【品質保証計画】	
(中略)	
	(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり,以下のとおり品質保証計画 を定める。 【品質保証計画】

	変更前		変更後	備考
制定者発電所長		考查室原子力監查担当部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 系體所長 発體所長	発電所長 原子力部長 高子力部長 発電所長 上木棒樂部長 大本蜂樂部長 考査室原子力監査担当部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力等 原子力部長 原子力等 原子力等 原子力等 原子力等 原子力等 原子力等 原子力等 原子力等	組織変更に伴う変更 (以下,本頁において同じ)
-係る社内規定一覧および各条文との関連 社内規定 二次文書 (3条以外の関連条文) 設備の重要度分類管理内規	国 要 度 分類 曾 理 標準 (13 音 理 標準 (13	内部品質監查要領 (4,5) 品質保証委員会運営要領 (6) 品質保証運營委員会運営要領 (6) 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営機進 品質保証運営委員会運営内規 制練活用情報檢討会運営内規 品質保証運営委員会運営内規 品質保証運営委員会運営内規		
トシステムに係、 制定者 社長 原子力本部長 設備		位及 原子力本部長 原子力本部長	社長 制定者 開子力本部長 開定者 原子力本部長 社長 付支 力本部長 社長 社長 社長 社長 社長 社長 社長 社長 中央 社長 中央 社長 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	
日 質マネジメン - ※文書 - ※文書 (3条以外の関連条文) 品質保証規程 品質保証基準	(503) (503)	品質保証基準 (4,5) 行品質保証基準 (4,5) 月 日質保証基準 (6,7) 月 日質保証基準 (6,7) 月 日 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	日 質 マネジメン	
カー		(H	
	4.2.1 一般 4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理 5.1 経営者のコミットメント 5.2 原子力安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画	5.5.1 <u>算</u> 任および権限 5.5.2 管理責任者 5.5.3 プロセス責任者 5.5.4 内部コミュニケーション	3条の要求事項 4.1 一般要求事項 4.2.1 一般 4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理 5.2 原子力安全の直視 5.3 品質方針 5.4 計画 5.5.1 責任および権限 5.5.2 管理責任者 5.5.2 管理責任者 5.5.3 プロセス責任者 5.5.4 内部コミュニケーション 5.5.4 内部コミュニケーション	

	変更前					変更行	後	備考
	制定者		原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 発電所長 老電所長	自由	発電所長 原子力部長 <u>原子燃料部長</u> 土木建築部長 発電所長	制定者 一		組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
表1つづき	社内規定 二次文書 (3条以外の関連条文)		設計/調達管理標準 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (119の3) 高経年化対策検討標準 (119の3) 新知見情報等の収集及び分析・評価標準 (17の2の2,17の3) 設計/調達管理標準 運転訓練内規 設計/調達管理標準 (原子力発電所) 教育訓練内規 (130,131)	$2\sim92, 96, 99\sim101, 122, 125, 128, 130\sim133)$ $7.1, 7202, 7203, 74, 77, 79\sim84, 93\sim98)$ $8\sim34, 49)$ $2, 1703, 1707, 84, 99\sim102, 104\sim117, 119)$ $33, 35, 43\sim48, 51, 55, 56, 58, 60\sim63, 69,$ 70, 75, 84, 119) 70, 75, 84, 119) 70, 75, 84, 119) 70, 75, 84, 119) 70, 70, 70, 70, 70, 70, 70, 70, 70, 70,		(3条以外の関連条文) 二次文書 (3条以外の関連条文) 一 の部品質監査要領 一 高経年化対策検討要領 (119の3) 新知見情報等の収集及び分析・評価標準 (17の2の2, 17の3) 保修訓練内規 (現子力発電所) 教育訓練内規 (130, 131) 内部品質監査要領 「運転影を対し、表別の (130, 131)	連転総括内規 (12~17の8, 18の2~92, 96, 99~101, 122, 125, 128, 130~133) 燃料管理内規 (33, 40, 69, 71, 72の2, 72の3, 74, 77, 79~84, 93~98) 炉心管理内規 (19~26, 28~34, 49) 放射線管理総括内規 保守内規 (13, 16, 22, 24, 33, 35, 43~48, 51, 55, 56, 58, 60~63, 69, 工事管理内規 (119) 化学管理総括内規 (119) 依災防護計画 (月7力災害編) (120~129, 133) 火災防護計画 (17, 17の7) 緊急時対応内規 (17の4~17の6, 17の8) 自然災害対応内規 (17の2の2, 17の3, 17の7) 益木対応内規 (1702) 設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 (原子力発電所) 設計/調達管理標準 (原子力発電所)	
	制定者	社長 原子力本部長 社長 科長	社長原子力本部長原子力本部長が長	化攻 杜長 原子力本部長	員子力本部長	制定者 社長 社長 社長 財長 科長 育子力本部長 原子力本部長 原子力本部長	原子力本部長原子力本部長	
	一次文書 (3条以外の関連条文)	2, 203) 2, 203) 2, 203)		面質保証規程(2の2,2の3) 存品質保証規程(2の2,2の3) を	品質保証基準	- 次文書 (3条以外の関連条文) 品質保証規程(2の2, 2の3) 品質保証規程(202, 2の3) 品質保証規程(4, 5) 品質保証規程(4, 5) 品質保証規程(4, 5) 品質保証規程(4, 5) 品質保証規程(4, 5) 品質保証規程(4, 5)	- 品質株証基準 (2の2, 2の3, 119, 133) 出質保証基準	
	3条 4.2.1 の分類		q Q		(p	8.8.4.2.1 (a) (b) (d) (d) (d) (d)	(p)	
	3条の要求事項		2 人的資源	6.3 原子炉施設およびインフラストラクチャー 作業環境 7.1 業務または原子炉施設に対す7.2 業務または原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス7.5 業務の実施 7.6 監視機器および測定機器 の管理 8.2.3 プロセスの監視および測定機器 別定	3 設計・開発	3条の要求事項 5.6 マネジメントレビュー 6.1 資源の提供 6.2 人的資源 6.3 原子炉施設およびインフラストラクチャー	 ストフクナヤー 6.4 作業環境 7.1 業務の計画 7.2 業務または原子が施設に対する要求事項に関するプロセス 7.5 難務の実施 7.6 階視機器および測定機器 8.2.3 プロセスの監視および 測定 1.3 設計・開発 	

					変更	前										7	変更	後						備考
	制定者	原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発膏所長		考查室原子力監查担当部長 原子力部長 原子力部長	原子力部長 発電所長 百子九鉱長	原子力部長 原子力部長 <u>原子外部長</u> 原子が保設研修所長 エ木建築部長	発電所長原子力部長	原子然却都是 原子力保安研修所長 土木建築部長	発電所長 原子力部長 	原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長		制定站	百子力部長	がナノかか 大 土木建築部長 発電所長	I	考查室 原子力 原子力	原子力部長 発電所長	原子力部長原子力部長 原子力部長 百子力並長	ホナノ即ス 原子力保安研修所長 土木建築部長	発電所長 原子力部長	原子力保安研修所長 土木建築部長 ※毒元 =	光电灯环 原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長	発電所長	組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
1つづき	社内規定二次文書	(3.米以下C)因忠永久/ 設計/調達管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 調達管理付担		内部品質監査要領 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (119の3) 高経年化対策検討標準 (119の3)						<u>設計人劃達管理標準</u> 不適合管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 予防処置管理内規	1つづき	社内規定二次文書	(3条以外の関連条义) 割法管理連進	政計/ 剛建肯理標準(原子力発電所) 設計/ 調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	1	内部品質監査要領 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (119の3) 高経年化対策検討標準 (119の3)	新知見情報等の収集及び分析・評価標準 (17の2の2,17の3) 検査および試験管理内規 (119の2)	設計/調達管理標準 異常時措置連絡要領 (133) 非參重能対策표領 (133)	が出するがまない、この人 不適合管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所)	不適合管理内規設計入調達管理標準	不適合管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) ア本人※由土出	↑ 200 円 1 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日	予防処置管理内規	
崧	制定者	原子力本部長	原子力本部長	社長 原子力本部長	原子力本部長 百子九本部長		原子力本部長		原子力本部長		#K		原子力本部長	が 丁 ノ 木 即 灰	原子力本部長	社長 原子力本部長	原子力本部長	原子力本部長		原子力本部長		原子力本部長		
	一次文書	(1.5米ダバアの関連ネス) 旧質保証基準	品質保証基準	品質保証規程 品質保証基準 (119の3)	品質保証基準 品質保証基準		品質保証基準		品質保証基準			一次次書	(3条以外0品管保証基準		品質 保証基準	品質保証基準(119の3)	品質保証基準			品質保証基準		品資保証基準 品資保証基準		
	3条 4.2.1 分数	(p	(p) (d)	(c)	(q		С))	c)			3条 4.2.1 9分離	3 7	Ď	(p ((c)	(p	<u>ે</u>		c)		(c)		
	3条の要求事項	7.4 調達	8.1 一般 8.2.1 原子力安全の達成 8.4 データの分析 8.5.1 継続的改善	8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視および 測定	8.2.4 検査および試験 8.3. 不適今停用	.	8.5.2 是正処置	1	8.5.3 予防処置			3条の要求事項	7 4 調達	1.4 阳)连	8.1 一般8.2.1 原子力安全の達成8.4 データの分析8.5.1 継続的改善	8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視および 測定	8.2.4 検査および試験	8.3 不適合管理		8.5.2 是正処置		8.5.3 予防処置		

4. 2. 2 品質マニュアル

組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画を作成し、維持する。

変更前

- a) 品質マネジメントシステムの組織に関する事項
- b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項
- c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項
- d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項
- e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項
- f) 品質マネジメントシステムの適用範囲
- g) 品質マネジメントシステムについて確立された社内規定またはそれらを参照できる情報
- h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係は、図2のとおりとする。

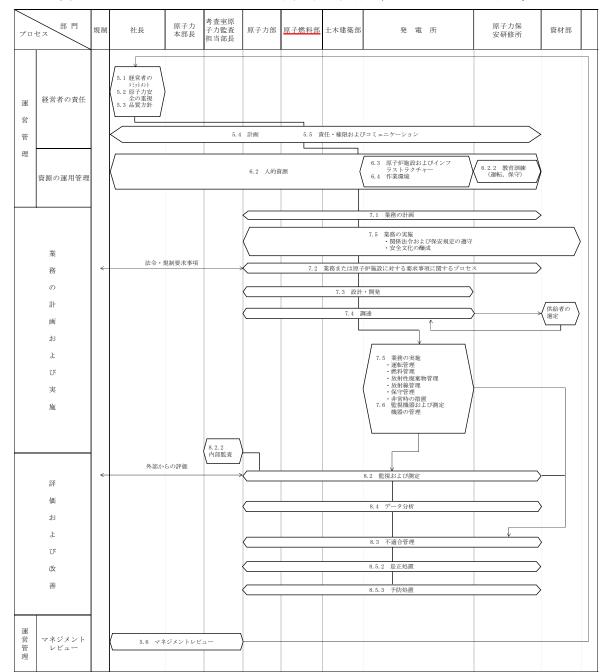


図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

(以下,省略)

4. 2. 2 品質マニュアル

組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画を作成し、維持する。

- a) 品質マネジメントシステムの組織に関する事項
- b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項
- c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項
- d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項
- e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項
- f) 品質マネジメントシステムの適用範囲
- お質マネジメントシステムについて確立された社内規定またはそれらを参照できる情報

変更後

備考

組織変更に伴う変更

h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係は、図2のとおりとする。

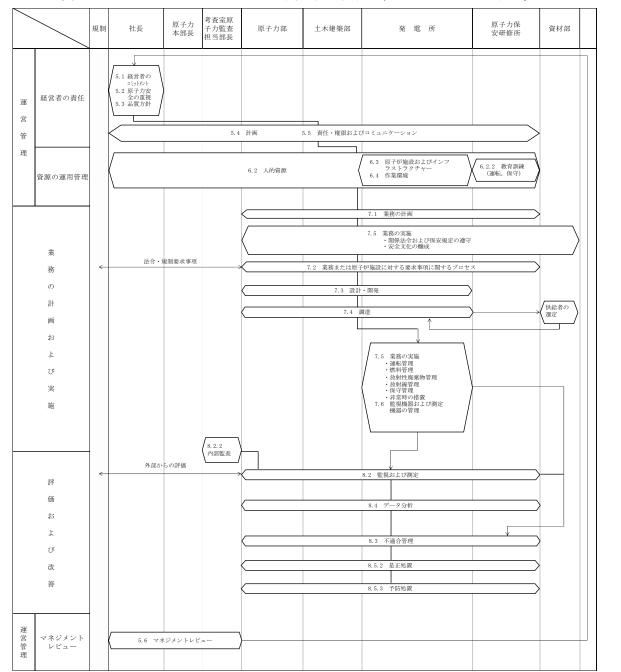
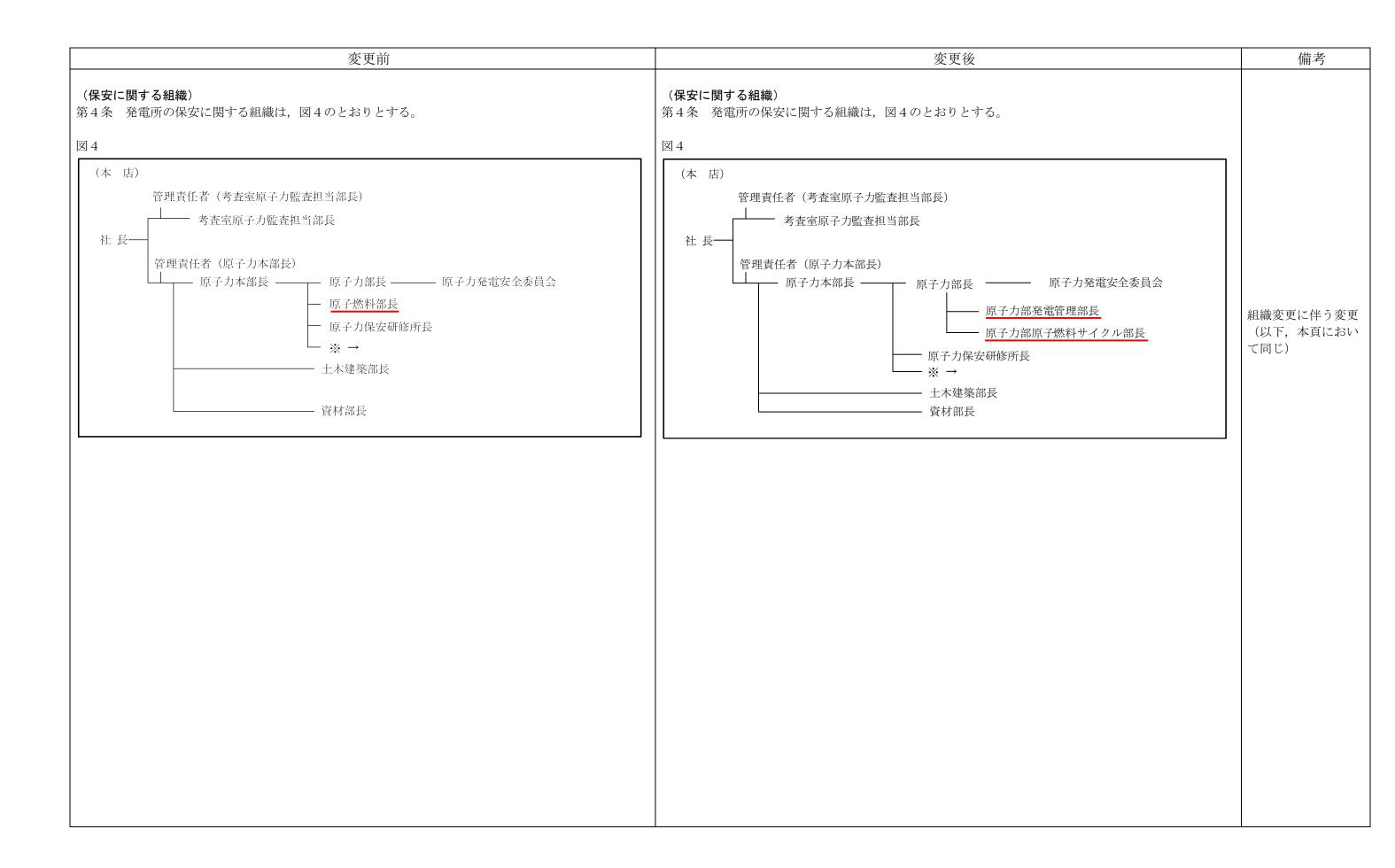
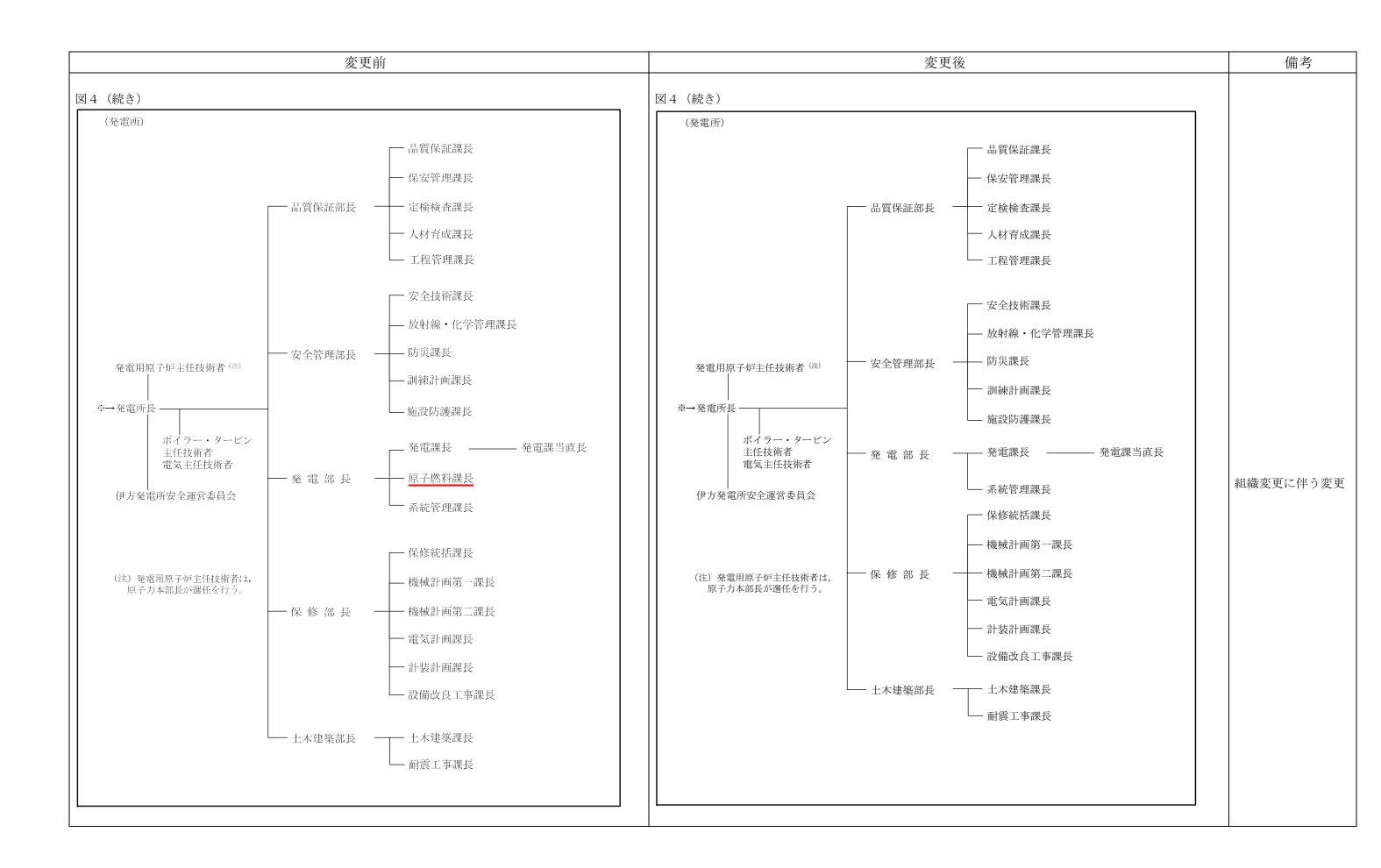


図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

(以下,省略)





(保安に関する職務)

- 第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。
- 2 原子力本部長は、品質保証活動(内部監査業務を除く)の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括(内部監査部門を除く)する。
- 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括(内部監査部門に限る)する。
- 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを総括 (内部監査部門を除く) する。
- 5 原子燃料部長は、原子燃料部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 6 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 7 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 8 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。
- 9 発電所長(以下「所長」という。)は、発電所における保安に関する業務を統括する。
- 10 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長および工程管理課長 の所管する業務を統括する。
- 11 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。
- 12 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。
- 13 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。
- 14 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。
- 15 工程管理課長は、施設定期検査(以下「定期検査」という。)および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。
- 16 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。
- 17 安全技術課長は、3号炉について重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合 (以下、「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に 関する業務(訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く)、3号炉について大規模損壊発生時 における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(訓練計画課長および発電課 長が実施する業務を除く)、2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務(訓練計画課 長が実施する業務を除く)、ならびに非常時の措置に関する業務を行う。
- 18 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。
- 19 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について火山現象(降灰)による影響が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。

(保安に関する職務)

第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。

- 2 原子力本部長は、品質保証活動(内部監査業務を除く)の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括(内部監査部門を除く)する。
- 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括(内部監査部門に限る)する。
- 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを総括(内部監査部門を除く)する。
- 5 原子力部発電管理部長(以下「発電管理部長」という。)は、原子力部が実施する発電所の保安に 関連する業務(原子力部原子燃料サイクル部長(以下「原子燃料サイクル部長」という。)が実施す る業務を除く)を統括する。
- 6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関する 業務を統括する。
- 7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。
- 10 発電所長(以下「所長」という。)は、発電所における保安に関する業務を統括する。
- 11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長および工程管理課長 の所管する業務を統括する。
- 12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。
- 13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。
- 14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。
- 15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。
- 16 工程管理課長は、施設定期検査(以下「定期検査」という。)および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。
- 17 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。
- 18 安全技術課長は、3号炉について重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合 (以下,「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備 に関する業務(訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く),3号炉について大規模損壊発 生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(訓練計画課長および発 電課長が実施する業務を除く),2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務(訓練 計画課長が実施する業務を除く),炉心の管理および燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置 に関する業務を行う。
- 19 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。
- 20 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について火山現象(降灰)による影響が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。

変更前

- 20 訓練計画課長は、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う 体制の整備に関する業務、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動 を行う体制の整備に関する業務ならびに2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務 のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。
- 21 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。
- 22 発電部長は、発電課長、原子燃料課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。
- 23 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。
- 24 発電課当直長(以下「当直長」という。)は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。
- 25 原子燃料課長は、炉心の管理および燃料の管理に関する業務を行う。
- 26 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務(当直長が実施する業務を除く)を行う。
- 27 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長 および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。
- 28 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。
- 施する業務を除く)および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。
- 30 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が | 30 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が 実施する業務を除く)を行う。
- 31 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が実施する 業務を除く)を行う。
- 32 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が実施する 業務を除く)を行う。
- 33 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務(工 程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業 務を除く)を行う。
- 34 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。
- 35 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が実 施する業務を除く)を行う。
- 36 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務(工程管理課長および 土木建築課長が実施する業務を除く)を行う。
- 37 各課長(当直長を含む。)は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のため の活動等、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉につい て火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等,3号炉についてその他自然災害発生 時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設 の保全のための活動等、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動 等,2号炉について電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動等,非常時の措置,保安 教育ならびに記録および報告を行う。
- 38 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に 従い業務を実施する。

変更後

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

備考

- 21 訓練計画課長は、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う 体制の整備に関する業務、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動 を行う体制の整備に関する業務ならびに2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務 のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。
- 22 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。
- 23 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。
- 24 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。
- 25 発電課当直長(以下「当直長」という。)は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。
- 26 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務(当直長が実施する業務を除く)を行う。
- 27 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長 および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。
- 28 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。
- 29 機械計画第一課長は,原子炉施設のうち原子炉設備の保修,改造に関する業務(工程管理課長が実 │29 機械計画第一課長は,原子炉施設のうち原子炉設備の保修,改造に関する業務(工程管理課長が実 施する業務を除く)および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。
 - 実施する業務を除く)を行う。
 - 31 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が実施する 業務を除く)を行う。
 - 32 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が実施する 業務を除く)を行う。
 - 33 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務(工 程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業 務を除く)を行う。
 - 34 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。
 - 35 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が実 施する業務を除く)を行う。
 - 36 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務(工程管理課長および 土木建築課長が実施する業務を除く)を行う。
 - 37 各課長(当直長を含む。)は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のため の活動等、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉につい て火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等,3号炉についてその他自然災害発生 時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設 の保全のための活動等、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動 等, 2号炉について電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動等, 非常時の措置, 保安 教育ならびに記録および報告を行う。
 - 38 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に 従い業務を実施する。

変更前	変更後	備考
(原子力発電安全委員会) 第6条 本店に原子力発電安全委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置(変更)許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 本店所管の要領の制定および改正 (4) その他委員会で定めた事項 3 原子力部長を委員長とする。	(原子力発電安全委員会) 第6条 本店に原子力発電安全委員会(以下「委員会」という。)を設置する。	

(伊方発雷所安全運営委員会)

- 第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。
- 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項 に該当しない。
- (1) 運転管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 運転員の構成人員に関する事項
 - (b) 当直の引継方法に関する事項
 - (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項
 - (d) 巡視点検に関する事項
 - (e) 異常時の措置に関する事項
 - (f) 警報発生時の措置に関する事項
 - (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
 - (h) 定期的に実施するサーベランスに関する事項
 - (i) 誤操作の防止に関する事項(3号炉)
 - (j) 火災発生時,内部溢水発生時(3号炉),火山影響等発生時(3号炉)およびその他自然災害発生時等(3号炉)の体制の整備に関する事項
 - (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (3号炉)
- (2) 燃料管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項
 - (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項
 - (c) 燃料の検査および取替に関する事項
- (3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項
 - (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項
 - (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
 - (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項
- (4) 放射線管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 管理区域の設定,区域区分および特別措置を要する区域に関する事項
 - (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項
 - (c) 保全区域に関する事項
 - (d) 周辺監視区域に関する事項
 - (e) 線量の評価に関する事項
 - (f) 除染に関する事項
 - (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
 - (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項
 - (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項
- (5) 保守管理に関する内規の制定および改正
- (6) 改造の実施に関する事項
- (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正(第122条)
- (8) 保安教育実施計画の策定(第130条)に関する事項
- (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項
- (10) その他運営委員会で定めた事項
- 3 所長を委員長とする。
- 4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第 5条第10項から第36項(第24項を除く)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。

(伊方発雷所安全運営委員会)

- 第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。
- 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項 に該当しない。
- (1) 運転管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 運転員の構成人員に関する事項
 - (b) 当直の引継方法に関する事項
 - (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項
 - (d) 巡視点検に関する事項
 - (e) 異常時の措置に関する事項
 - (f) 警報発生時の措置に関する事項
 - (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
 - (h) 定期的に実施するサーベランスに関する事項
 - (i) 誤操作の防止に関する事項(3号炉)
 - (j) 火災発生時,内部溢水発生時(3号炉),火山影響等発生時(3号炉)およびその他自然災害 発生時等(3号炉)の体制の整備に関する事項
 - (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (3号炉)
- (2) 燃料管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項
 - (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項
 - (c) 燃料の検査および取替に関する事項
- (3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項
 - (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項
 - (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
 - (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項
- (4) 放射線管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 管理区域の設定,区域区分および特別措置を要する区域に関する事項
 - (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項
 - (c) 保全区域に関する事項
 - (d) 周辺監視区域に関する事項
 - (e) 線量の評価に関する事項
 - (f) 除染に関する事項
 - (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
 - (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項
 - (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項
- (5) 保守管理に関する内規の制定および改正
- (6) 改造の実施に関する事項
- (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正(第122条)
- (8) 保安教育実施計画の策定(第130条)に関する事項
- (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項
- (10) その他運営委員会で定めた事項
- 3 所長を委員長とする。
- 4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第 5条第11項から第36項(第25項を除く)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。

組織変更に伴う変更

11

変更前	変更後	備考
(原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子力本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。 (1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務に従事した期間 (2) 原子炉の運転に関する業務に従事した期間 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間 2 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 3 原子炉主任技術者は、第5条に定める保安に関する職務と兼務を行う場合は、品質保証部長、品質保証課長、保安管理課長、人材育成課長、安全管理部長、安全技術課長、防災課長または訓練計画課長と兼務を行うことができる。 4 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。	(原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子力本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。 (1)原子炉施設の工事または保守管理に関する業務に従事した期間 (2)原子炉の運転に関する業務に従事した期間 (3)原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間 (4)原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間 2原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 3原子炉主任技術者は、第5条に定める保安に関する職務と兼務を行う場合は、品質保証部長、品質保証課長、保安管理課長、人材育成課長、安全管理部長、防災課長または訓練計画課長と兼務を行うことができる。 4原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。	組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。 (2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。 (3) 表9-2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。 (4) 表9-3に示す記録の内容を確認する。 (5) 第133条第1項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。 (6) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。 2 原子炉主任技術者は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を、誠実かつ最優先に行う。 3 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 4 原子炉主任技術者は、職務を遂行するにあたり必要に応じて関係する主任技術者と協議する。	いて同じ。) へ指示する。 (2) 表 9 - 1 に定める事項について,所長の承認に先だち確認する。 (3) 表 9 - 2 に定める事項について,各課長からの報告内容等を確認する。 (4) 表 9 - 3 に示す記録の内容を確認する。 (5) 第133条第1項で定める事項について報告を受けた場合,発電管理部長に報告する。 (6) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。	
(以下,省略)	(以下,省略)	

変更前	変更後	備考
グ	次 文 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次	/佣石
第17条の2の2 3号炉について,防災課長は,火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動**1を行う体制の整備として,次の事項を含む計画を定め,所長の承認を得る。計画の策定にあたっては,添付2に示す「火災,内部溢水,火山現象(降灰)および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他資 機材の配備に関すること (3)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他資 機材の配備に関すること (4)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a)非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること (b)(a)項に掲げるもののほか,代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること (c)(b)項に掲げるもののほか,交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること 2 各課長は,前項の計画に基づき,火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3 各課長は,第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに,評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 #置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は,第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに,評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	第17条の2の2 3号炉について、防災課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動**1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象(降灰)および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他資機材の配備に関すること (4) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a) 非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること (b) (a)項に掲げるもののほか、代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること (c) (b)項に掲げるもののほか、交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること 2 各課長は、前項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4 各課長は、火山影響等発生時に、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した	組織変更に伴う変更

変更前	変更後	備考
(その他自然災害発生時等の体制の整備(3号炉) 第17条の3 3号炉について、防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波および竜発生」という。以下、本条において同じ、)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動*1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、総付とに示す「火災、内部総水、火山現象(降火)および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること (3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること 各級長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施すること 各級長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を譲じ、防災課長に報告するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を認した場合は、デ長、原子炉手任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の特徴について協選する。 原子が発きは、その他自然災害に関する新たな知見等の収集、反映等を実施する。 原子が配長は、その他自然災害に関する新たな知見等の収集、反映等を実施する。 原子が配長は、その他自然といて協選する。	(その他自然災害発生時等の体制の整備(3号炉)) 第17条の3 3号炉について、防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動 ^{※1} を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象(降灰)および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること 2 各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4 各課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 5 発電管理部長は、その他自然災害に関する新たな知見等の収集、反映等を実施する。	組織変更に伴う変更(以下,本頁において同じ)

(重大事故等発生時の体制の整備(3号炉))

- 第17条の5 3 号炉について、安全技術課長および訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。
- (1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)の配置に関すること
- (2) 対策要員に対する教育および訓練を、以下のとおり実施すること
- (a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること
- (b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下「成立性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること
- (c) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること
- (3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートの確保,復旧作業および支援等の原子 炉施設の保全のための活動,ならびに必要な資機材の配備に関すること
- (4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること
- (a) 炉心の著しい損傷を防止するための対策
- (b) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策
- (c) 使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策
- (d) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策
- 2 各課長は、前項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
- 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長、訓練計画課長および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
- 4 3号炉について、原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定める。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。
- (1) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員の配置に関すること
- (2) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材の配備に関すること
- 5 原子力部長は、第4項に定める計画に基づき、重大事故等発生時の支援に関する活動を実施する。
- 6 原子力部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また原子力部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

(重大事故等発生時の体制の整備(3号炉))

- 第17条の5 3 号炉について、安全技術課長および訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。
- (1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)の配置に関すること
- (2) 対策要員に対する教育および訓練を、以下のとおり実施すること
- (a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること
- (b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下「成立性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること
- (c) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること
- (3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートの確保,復旧作業および支援等の原子 炉施設の保全のための活動,ならびに必要な資機材の配備に関すること
- (4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること
- (a) 炉心の著しい損傷を防止するための対策
- (b) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策
- (c) 使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策
- (d) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策
- 2 各課長は、前項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
- 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長、訓練計画課長および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
- 4 3号炉について、原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行う体制の整備として、 次の事項を含む計画を定める。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損 壊対応に係る実施基準」に従って実施する。
- (1) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員の配置に関すること
- (2) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材の配備に関すること
- 5 発電管理部長は、第4項に定める計画に基づき、重大事故等発生時の支援に関する活動を実施する。
- 6 発電管理部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき 必要な措置を講じる。また発電管理部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うととも に、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

変更前 変更後 備考

(大規模損壊発生時の体制の整備 (3号炉))

- 第17条の6 3 号炉について、安全技術課長および訓練計画課長は、大規模な自然災害または故意によ る大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大 規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次 の事項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を定め、原子炉主任技術者の確 認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術 者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および 大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。
- (1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関す ること
- (2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する以下の教育および 訓練の実施に関すること
- (a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること
- (b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足する ことを確認するための訓練(以下「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること
- (c) (b)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること
- (3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関 すること
- (4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関す ること
- (a) 大規模な火災が発生した場合における消火活動
- (b) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策
- (c) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策
- (d) 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対
- (e) 放射性物質の放出を低減するための対策
- 2 各課長は、前項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施 2 各課長は、前項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施
- 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な 措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長、訓練計画課長 および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき 必要な措置を講じる。
- 4 3号炉について、原子力部長は、大規模損壊発生時の支援に関する活動を行う体制の整備について 計画を定める。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実 施基準」に従って実施する。
- 5 原子力部長は、第4項に定める計画に基づき、大規模損壊発生時の支援に関する活動を実施する。
- 6 原子力部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必 要な措置を講じる。また原子力部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、 評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

(大規模損壊発生時の体制の整備(3号炉))

- 第17条の6 3 号炉について、安全技術課長および訓練計画課長は、大規模な自然災害または故意によ る大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大 規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次 の事項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を定め、原子炉主任技術者の確 認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術 者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および 大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。
- (1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関す ること
- (2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する以下の教育および 訓練の実施に関すること
- (a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること
- (b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足する ことを確認するための訓練(以下「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること
- (c) (b) 項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること
- (3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関 すること
- (4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関す ること
- (a) 大規模な火災が発生した場合における消火活動
- (b) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策
- (c) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策
- (d) 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対
- (e) 放射性物質の放出を低減するための対策
- 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な 措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長、訓練計画課長 および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき 必要な措置を講じる。
- 4 3号炉について、原子力部長は、大規模損壊発生時の支援に関する活動を行う体制の整備について 計画を定める。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実 施基準」に従って実施する。
- 5 発電管理部長は、第4項に定める計画に基づき、大規模損壊発生時の支援に関する活動を実施する。
- 6 発電管理部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき 必要な措置を講じる。また発電管理部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うととも に、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

	変更前			変更後		備考
を運転上の制限とする。ただし、は60日を超えるまでに、測定値に応 2 臨界ボロン濃度の測定値と予測化 ため、次の各号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、燃料取替後、 差を確認し、その結果を当直長い (2) 原子燃料課長は、モード1お。 月に1回、臨界ボロン濃度の測定 3 原子燃料課長は、臨界ボロン濃度の測定	値の差が前項で定める運転上の制限を満足して モード1になるまでに1回, 臨界ボロン濃 に通知する。 よび2において, 実効最大出力運転日数が60 定値と予測値の差を確認する。	助最大出力運転日数が ていることを確認する 度の測定値と予測値の 日に達して以降, 1ヶ 伝上の制限を満足して	を運転上の制限とする。ただし、 60日を超えるまでに、測定値に応 2 臨界ボロン濃度の測定値と予測 ため、次の各号を実施する。 (1) 安全技術課長は、燃料取替後、 差を確認し、その結果を当直長 (2) 安全技術課長は、モード1お 月に1回、臨界ボロン濃度の測 3 安全技術課長は、臨界ボロン濃	値の差が前項で定める運転上の制限を満足して ・モード1になるまでに1回,臨界ボロン濃度 に通知する。 よび2において,実効最大出力運転日数が60 E	助最大出力運転日数が こいることを確認する 度の測定値と予測値の 日に達して以降, 1ヶ 云上の制限を満足して	(以下,本頁におい
表20-1			表20-1			
項目	運転上の制限		項目	運転上の制限		
臨界ボロン濃度の測定値と予測値 の差	±100ppm以内であること	-	臨界ボロン濃度の測定値と予測値 の差	±100ppm以内であること		
表20-2			表20-2			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、炉心設計および安全解析の再評価を行い、原子炉の継続運転が許容できることを確認し、その結果を当直長に通知する。	72時間	A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 <u>安全技術課長</u> は、炉心設計および安全 解析の再評価を行い、原子炉の継続運 転が許容できることを確認し、その結 果を当直長に通知する。 および	72時間	
	A.2 原子燃料課長は、必要に応じて適切な 運転上の制限、ならびに確認項目およ びその頻度を定め、その結果を当直長 に通知する。	72時間		A.2 <u>安全技術課長</u> は、必要に応じて適切な 運転上の制限、ならびに確認項目およ びその頻度を定め、その結果を当直長 に通知する。	72時間	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	

変更前	変更後	備考
(減速材温度係数) 第21条 モード1,2および3において,減速材温度係数は,表21-1で定める事項を運転上のする。 2 減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各分する。 (1) 原子燃料課長は,燃料取替に伴う燃料装荷開始までに,減速材温度係数を解析により確認	(減速材温度係数) 第21条 モード1,2および3において,減速材温度係数は,表21-1で定める事項を運転上の制限とする。 と実施 2 減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を実施する。 (1) 安全技術課長は,燃料取替に伴う燃料装荷開始までに,減速材温度係数を解析により確認する。	組織変更に伴う変更
(2) 原子燃料課長は、燃料取替後、モード1になるまでに1回、減速材温度係数が負である。 定により確認し、その結果を当直長に通知する。 3 原子燃料課長は、減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断し表21-2の措置を講じるとともに、当直長に通知する。通知をうけた当直長は、同表の措置を表21-1 1.2号炉	定により確認し、その結果を当直長に通知する。 出場合、3 安全技術課長は、減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、	(以下,本頁におい て同じ)
項目運転上の制限	項目運転上の制限	
減速材温度係数 (1)モード 1 および 2 (臨界状態) において,負であるこ (2)モード 1 、 2 および 3 において, -85×10^{-5} Δ k/k/℃ じ あること	(2)モード1, 2および3において, -85×10 ⁻⁵ Δk/k/℃以上であること	
2. 3 号炉	2. 3 号炉	
項目運転上の制限	項目運転上の制限	
減速材温度係数 (1)モード 1 および 2 (臨界状態) において、負であるこ (2)モード 1 、 2 および 3 において、 -78×10^{-5} Δ k/k/℃ あること	減速材温度係数 (1)モード1および2 (臨界状態) において, 負であること (2)モード1, 2および3において, -78×10 ⁻⁵ Δk/k/℃以上で あること	
表21-2	表21-2	
条 件要求される措置完了時間A. 減速材温度係数が負でない場合A. 1 原子燃料課長は、減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し、その結果を当直長に通知する。24時間	条 件要求される措置完了時間A. 減速材温度係数が負でない場合A. 1 安全技術課長は、減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し、その結果を当直長に通知する。24時間	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達 B. 1 当直長は、未臨界状態のモード2にす 12時間 成できない場合 る。	B. 条件Aの措置を完了時間内に達 B. 1 当直長は、未臨界状態のモード 2 にす 12時間 成できない場合 る。	

	変更前	変更後	備考
(制御棒動作機能) 第22条 モード1および2 (臨界状態	態)において、制御棒動作機能は、表22-1で定める事項を運転上	(制御棒動作機能) 第22条 モード1および2 (臨界状態) において、制御棒動作機能は、表22-1で定める事項を運転上	
の制限とする。		の制限とする。	
2 制御棒動作機能が前項で定める道 する。	運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施	2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。	
	こ、制御棒の全引抜位置からの落下時間(原子炉トリップ信号発信 までの時間)が、2号炉では2.1秒以下、3号炉では2.5秒以下であ 5長に通知する。		
	(臨界状態) において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認		
ステップカウンタの表示値の±1 よび2 (臨界状態) において, 制	(臨界状態) において,12時間に1回,制御棒毎に各制御棒位置が,2ステップ以内にあることを確認する。また,当直長はモード1お 引御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合,4時間 置が,ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを	ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。また、当直長はモード1および2 (臨界状態)において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間	
	項で定める運転上の制限を満足していない ^{※1} と判断した場合,表22 即棒1本が不整合である場合は <u>原子燃料課長</u> に通知する。通知をう と講じる。		組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
	デップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタ こない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。	※1:制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。	
表22-1		表22-1	
項目	運転上の制限	項目運転上の制限	

<u> </u>	
項目	運転上の制限
制御棒動作機能※2	(1)すべての制御棒が挿入不能**3でないこと
	(2)すべての制御棒が不整合**4でないこと

- ※2:制御棒動作機能のうち、3号炉の制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。
- ※4:不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合をいう。 (以下,本条において同じ。)

項目	運転上の制限
制御棒動作機能※2	(1)すべての制御棒が挿入不能*3でないこと
	(2)すべての制御棒が不整合**4でないこと

- ※2:制御棒動作機能のうち、3号炉の制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。
- ※3:挿入不能とは,機械的固着のため,制御棒が挿入できないことをいう。(以下,本条において同じ。) | ※3:挿入不能とは,機械的固着のため,制御棒が挿入できないことをいう。(以下,本条において同じ。)
 - ※4:不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合をいう。 (以下,本条において同じ。)

	変更前			変更後		備考
表22-2			表22-2			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合	A.1.1 当直長は,停止余裕が1.8% ∆ k/k 以上であることを確認する。 または	1 時間	A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合	A.1.1 当直長は, 停止余裕が1.8% Δk/k 以上であることを確認する。 または	1 時間	
	A.1.2 当直長は,停止余裕が1.8% ∆ k/k 以上となるように,ほう酸による 濃縮操作を開始する。 および	1 時間		A.1.2 当直長は,停止余裕が1.8% Δk/k 以上となるように,ほう酸による 濃縮操作を開始する。 および	1 時間	
	A.2 当直長は、モード3にする。	12時間		A.2 当直長は、モード3にする。	12時間	
B. 制御棒 1 本が不整合である場合	B.1 当直長は、制御棒の不整合を復旧す	1時間	B. 制御棒1本が不整合である場合		1 時間	
	る。 または B. 2. 1. 1 当直長は, 停止余裕が 1. 8% ∆ k/k以上であることを確認 する。	1 時間		る。 または B. 2. 1. 1 当直長は, 停止余裕が 1. 8% Δ k/k以上であることを確認 する。	1時間	
	または B. 2. 1. 2 当直長は、停止余裕が 1. 8% Δ k/k以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および	1 時間		または B. 2. 1. 2 当直長は,停止余裕が 1. 8% Δk/k以上となるように,ほう酸による濃縮操作を開始する。 および	1時間	
	B. 2. 2 当直長は,原子炉熱出力を75%以下 に下げる。 および	2 時間		B. 2. 2 当直長は,原子炉熱出力を75%以下 に下げる。 および		
	以上であることを確認する。	24時間 その後の1日に1回		B. 2. 3 当直長は, 停止余裕が1. 8% Δ k/k 以上であることを確認する。	24時間 その後の1日に1回	
	および B. 2.4 <u>原子燃料課長</u> は、モード1において、 $F^{N}_{\Delta H}$ および $F_{Q}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。および	72時間		および B. 2.4 <u>安全技術課長</u> は、モード1において、F ^N ΔHおよびF _Q (Z)が運転上の 制限を満足していることを確認し、 その結果を当直長に通知する。 および	72時間	組織変更に伴う変更 (以下,本頁において同じ)
	B.2.5 <u>原子燃料課長</u> は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直長に通知する。	5日		B.2.5 <u>安全技術課長</u> は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直長に通知する。	5 日	
(以下,省略)			(以下,省略)			

変更後	備考
(制御棒の挿入限界)	
第23条 モード1および2において、制御棒の挿入限界は、表23-1で定める事項を運転上の制限とす	
る。	
2 制御棒の挿入限界が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実	
施する。	
(1) 安全技術課長は、制御グループバンクおよび停止グループバンクの挿入限界を定め、原子炉主任	組織変更に伴う変更
技術者の確認を得たうえで、所長の承認を得て、発電課長に通知する。	
(2) 当直長は、臨界操作開始前の4時間以内に、臨界時の制御グループバンクおよび停止グループバ	
ンクの推定位置が挿入限界以上であることを確認する。	
(3) 当直長は、モード1および2において、12時間に1回、各停止グループバンクが挿入限界以上で	
あることを確認する。	
(4) 当直長は、モード1および2(臨界状態)において、12時間に1回、各制御グループバンクが挿	
入限界以上であることを確認する。また,当直長は,モード1および2(臨界状態)において,制	
御グループバンクの挿入限界異常低を検知する警報が動作不能な場合,4時間に1回,各制御グルー	
プバンクが挿入限界以上であることを確認する。	
(5) 当直長は,モード1および2(臨界状態)において,12時間に1回,炉心から全引抜がなされて	
いない制御グループバンクがオーバラップを満足していることを確認する。	
3 当直長は、制御棒の挿入限界が第1項で定める運転上の制限を満足していない*1と判断した場	
合,表23-2の措置を講じる。	
※1:制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置が定められた挿入限界を下回っている場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。(以下、省略)	
	 第23条 モード1および2において、制御棒の挿入限界は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒の挿入限界が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 安全技術課長は、制御グループバンクおよび停止グループバンクの挿入限界を定め、原子炉主任技術者の確認を得たうえで、所長の承認を得て、発電課長に通知する。 (2) 当直長は、臨界操作開始前の4時間以内に、臨界時の制御グループバンクおよび停止グループバンクの推定位置が挿入限界以上であることを確認する。 (3) 当直長は、モード1および2において、12時間に1回、各停止グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。 (4) 当直長は、モード1および2(臨界状態)において、12時間に1回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。また、当直長は、モード1および2(臨界状態)において、制御グループバンクの挿入限界異常低を検知する警報が動作不能な場合、4時間に1回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。 (5) 当直長は、モード1および2(臨界状態)において、12時間に1回、炉心から全引抜がなされていない制御グループバンクがオーバラップを満足していることを確認する。 3 当直長は、制御棒の挿入限界が第1項で定める運転上の制限を満足していない※1と判断した場合、表23-2の措置を講じる。 ※1:制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置が定められた挿入限界を下回っている場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

変更前	変更後	備考
(制御棒位置指示) 第24条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 計装計画課長は、定期検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタ の表示値の±12ステップ以内にあることを確認し、その結果を発電課長に通知する。	(制御棒位置指示) 第24条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 計装計画課長は、定期検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタ の表示値の±12ステップ以内にあることを確認し、その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は、制御棒位置指示が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、 表24-2の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は、安全技術課長 に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。ただし、この措置は、制御棒 位置指示装置は制御棒毎、およびステップカウンタはバンク毎に、個別に行うことができる。	組織変更に伴う変見 (以下,本頁において同じ)
表24-1	表24-1	
項目 運転上の制限 制御棒位置指示 制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること**1	項目 運転上の制限 制御棒位置指示 制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること**1	

	変更前			変更後		備考
表24-2			表24-2			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 制御棒位置指示装置が動作不能 である場合	の動作不能により位置表示がされなく なった制御棒の位置を, 炉内核計装装 置を用いて確認し, その結果を当直長	その後の8時間に1 回	A. 制御棒位置指示装置が動作不能 である場合	A.1 <u>安全技術課長</u> は、制御棒位置指示装置 の動作不能により位置表示がされなく なった制御棒の位置を、炉内核計装装 置を用いて確認し、その結果を当直長 に通知する。 または	その後の8時間に1 回	組織変更に伴う変更 (以下,本頁において同じ)
	A.2 当直長は、原子炉熱出力を50%以下に 下げる。	8 時間		A.2 当直長は、原子炉熱出力を50%以下に 下げる。	8時間	
B. 制御棒位置指示装置が動作不能 である場合において、その制御 棒が最終確認位置から一方向に 24ステップを超える移動がある 場合	B.1 <u>原子燃料課長</u> は、制御棒位置指示装置 の動作不能により位置表示がされなく		B. 制御棒位置指示装置が動作不能 である場合において、その制御が最終確認位置から一方向に24 ステップを超える移動がある場	なった制御棒の位置を、炉内核計装装		
	B.2 当直長は、原子炉熱出力を50%以下に 下げる。	8時間		B.2 当直長は,原子炉熱出力を50%以下に 下げる。	8時間	
C. ステップカウンタが動作不能である場合	C.1.1 当直長は、当該バンクにおける制御 棒位置指示装置のすべてが、動作可 能であることを確認する。 および C.1.2 当直長は、当該バンクにおける各制 御棒位置の差が、12ステップ以下で あることを確認する。 または	その後の8時間に1 回 8時間 その後の8時間に1 回	C. ステップカウンタが動作不能である場合	C.1.1 当直長は、当該バンクにおける制御 棒位置指示装置のすべてが、動作可 能であることを確認する。 および C.1.2 当直長は、当該バンクにおける各制 御棒位置の差が、12ステップ以下で あることを確認する。 または	その後の8時間に1 回 8時間 その後の8時間に1 回	
	C.2 当直長は,原子炉熱出力を50%以下に 下げる。	8 時間		C.2 当直長は、原子炉熱出力を50%以下に 下げる。	8時間	
D. 条件A、BまたはCの措置を完 了時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位 置指示装置およびステップカウ ンタの両方が動作不能である場 合	D.1 当直長は、モード3にする。	12時間	D. 条件A, BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合または1つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合	D.1 当直長は、モード3にする。	12時間	

(炉物理検査 ーモード2-)

- 第26条 モード2での炉物理検査時*1において,第21条(減速材温度係数),第22条(制御棒動作機能) および第23条(制御棒の挿入限界)の適用を除外することができる。この場合,停止余裕は,表26-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 発電課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第33条(計測および制御設備)の規定にもとづく出力領域および中間領域中性子東計装に関する設定値確認および機能検査が完了していることを確認する。
- (2) 原子燃料課長は、モード2での炉物理検査開始までに、炉物理検査時の停止余裕を解析により確認するとともに、モード2 (臨界になるまでの期間を除く。) での炉物理検査時のうち最も制御棒を挿入した状態において、1回、停止余裕を確認する。
- (3) 当直長は、モード2での炉物理検査時において、1時間に1回、モード2の状態であることを確認する。
- 3 原子燃料課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、 当直長に通知する。当直長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通 知をうけた場合、またはモード1の状態であると判断した場合は、表26-2の措置を講じる。
- ※1:モード2での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード2(起動時)の開始から所要の炉物理検査 を終了するまでの期間をいい、臨界検査、減速材温度係数測定検査、零出力時出力分布測定検査、 制御棒価値測定検査、臨界ボロン濃度測定検査、原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン 濃度測定検査のうちから必要事項を実施する。(以下、本条において同じ。)

表26-1

項目	運転上の制限
停止余裕	1.8% ∆ k/k以上であること

表26-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 停止余裕が運転上の制限を満足	A.1 当直長は,停止余裕が運転上の制限を	速やかに
していない場合	満足するように、ほう酸による濃縮操	
	作を開始する。	
	および	
	A. 2 第21条(減速材温度係数),第22条 (制御棒動作機能)および第23条	1 時間
	(制御棒の挿入限界)の適用を開始	
	する。	
B. モード1の状態である場合	B.1 当直長は,原子炉トリップしゃ断器を	速やかに
	開く。	

(炉物理検査 ーモード2ー)

- 第26条 モード2での炉物理検査時*1において,第21条(減速材温度係数),第22条(制御棒動作機能) および第23条(制御棒の挿入限界)の適用を除外することができる。この場合,停止余裕は,表26-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 発電課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第33条(計測および制御設備)の規定にもとづく出力領域および中間領域中性子東計装に関する設定値確認および機能検査が完了していることを確認する。
- (2) <u>安全技術課長</u>は、モード2での炉物理検査開始までに、炉物理検査時の停止余裕を解析により確認するとともに、モード2(臨界になるまでの期間を除く。)での炉物理検査時のうち最も制御棒を挿入した状態において、1回、停止余裕を確認する。
- (3) 当直長は、モード2での炉物理検査時において、1時間に1回、モード2の状態であることを確認する。
- 3 安全技術課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、 当直長に通知する。当直長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通 知をうけた場合、またはモード1の状態であると判断した場合は、表26-2の措置を講じる。
- ※1:モード2での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード2(起動時)の開始から所要の炉物理検査を終了するまでの期間をいい、臨界検査、減速材温度係数測定検査、零出力時出力分布測定検査、制御棒価値測定検査、臨界ボロン濃度測定検査、原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン濃度測定検査のうちから必要事項を実施する。(以下、本条において同じ。)

表26-1

項目	運転上の制限
停止余裕	1.8% ∆ k/k以上であること

表26-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 停止余裕が運転上の制限を満足	A.1 当直長は, 停止余裕が運転上の制限を	速やかに
していない場合	満足するように、ほう酸による濃縮操	
	作を開始する。	
	および	
	A. 2 第21条(減速材温度係数), 第22条 (制御棒動作機能)および第23条 (制御棒の挿入限界)の適用を開始 する。	1 時間
B. モード1の状態である場合	B.1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を	速やかに
	開く。	

変更前		変更後			備考
(原子炉熱出力) 第28条 モード1において、原子炉熱出力*1は、表28-1で定める事項を運転」 2 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するた (1) 原子燃料課長は、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、発電課長は 直長は、モード1において、1時間に1回、原子炉熱出力の瞬時値*2およびする。 3 当直長は、原子炉熱出力が第1項で定める運転上の制限を満足していない*-2の措置を講じる。 ※1:本条における原子炉熱出力とは、蒸気発生器熱出力をいう。 ※2:瞬時値は、プラント計算機により算出される1分値をいう。ただし、プラより値の確認ができない場合にあっては、出力領域中性子束計装の指示計から換算した値をいう。 ※3:1時間平均値は、プラント計算機により算出される当該1時間の瞬時値のプラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては、出力録計の読み値から換算した値をいう。 ※4:定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の透満足していないとはみなさない。 表28-1	め,次号を実施する。 通知するとともに,当 1時間平均値*3を確認 4と判断した場合,表28 ント計算機の故障等に または記録計の読み値 平均値をいう。ただし, 領域中性子東計装の記	2 原子炉熱出力が前項で定める運転(1) <u>安全技術課長</u> は、原子炉熱出 直長は、モード1において、1時 する。 3 当直長は、原子炉熱出力が第1日 -2の措置を講じる。 ※1:本条における原子炉熱出力とは ※2:瞬時値は、プラント計算機により値の確認ができない場合に から換算した値をいう。 ※3:1時間平均値は、プラント計算 プラント計算機の故障等によ 録計の読み値から換算した値。 ※4:定期的な機器の切替や原子炉 満足していないとはみなさない 表28-1	熱出力*1は、表28-1で定める事項を運転上の 転上の制限を満足していることを確認するため 力について運転管理目標を定め、発電課長に通 時間に1回、原子炉熱出力の瞬時値*2および1 項で定める運転上の制限を満足していない*4と は、蒸気発生器熱出力をいう。 より算出される1分値をいう。ただし、プラン にあっては、出力領域中性子東計装の指示計ま 算機により算出される当該1時間の瞬時値の平 り値の確認ができない場合にあっては、出力領 をいう。 熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱	り, 次号を実施する。 通知するとともに, 当 時間平均値**3を確認 と判断した場合, 表28 ・ト計算機の故障等に たは記録計の読み値 にたは記録計の読み値 が関域中性子東計装の記	組織変更に伴う変更
1. 2号炉 項 目 運転上の制限 原子炉熱出力 1,650MWt以下であるこ	ک	1. 2 号炉 項 目 原子炉熱出力	運転上の制限 1,650MWt以下であること		
2.3号炉 運転上の制限 原子炉熱出力 2,660MWt以下であるこ	と	2. 3 号炉 項 目 原子炉熱出力	運転上の制限 2,660MWt以下であること		
表28-2	完了時間 速やかに	表28-2 条件 A. 原子炉熱出力が運転上の制限を 満足していない場合	要求される措置 A.1 当直長は,運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	完了時間 速やかに	

変更前	変更後	備考
 (熱流束熱水路係数 (F_Q(Z))) 第29条 モード1において、F_Q(Z)は、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。 F_Q(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、F_Q(Z)を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、F_Q(Z)を確認する。 原子燃料課長は、F_Q(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。 	て、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、F _Q (Z)を確認する。 3 安全技術課長は、F _Q (Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2 の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計 画課長は、同表の措置を講じる。	組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
表29-1 項 目 運転上の制限	表29-1 項 目 運転上の制限	
F _Q (2) 原子炉熱出力が50%を超える場合, 2.32/P ^和 ×K(2) ²⁰ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合, 4.64×K(Z)以下であること ※1:Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合(以下、本条において同じ) ※2:K(Z)は、2号炉については図29-1、3号炉については図29-2に示す炉心高さZに依存するF _Q 制限係数(以下、本条において同じ)	F _Q (2) 原子炉熱出力が50%を超える場合、2.32/P ^耐 ×K(Z) ²⁰ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、4.64×K(Z)以下であること ※1:Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合 (以下、本条において同じ) ※2:K(Z)は、2号炉については図29-1、3号炉については図29-2に示す炉心高さ Zに依存する F _Q 制限 係数 (以下、本条において同じ)	

	変更前		変更後	備考
表29-2			表29-2	
条件	要求される措置	完了時間	条 件 要求される措置 完了時間	
A. F _Q (Z)が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、F _Q (Z)の運転上の制限の超 過分1%あたり原子炉熱出力を1%以 上下げる。 および	15分	A. F _Q (Z)が運転上の制限を満足し A. 1 当直長は、F _Q (Z)の運転上の制限の超 15分 でいない場合 過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。 および	
	A. 2 計装計画課長は、軸方向中性子東出力 偏差の許容運転制限範囲をF _Q (2)の運転 上の制限の超過分(%)だけ下げ、そ の結果を当直長に通知する。 および		A. 2 計装計画課長は、軸方向中性子東出力 偏差の許容運転制限範囲をFQ(の)運転 上の制限の超過分(%)だけ下げ、そ の結果を当直長に通知する。	
	A.3 計装計画課長は、F _Q (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子東高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。	8 時間	A.3 計装計画課長は、F _Q (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子東高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。	
	A. 4 計装計画課長は、 $F_Q(Z)$ の運転上の制限の超過分 1 %あたり過出力 Δ Tトリップ設定値を 1 %以上下げ、その結果を当直長に通知する。		A. 4 計装計画課長は, F _Q (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり過出力ΔTトリップ設定値を1%以上下げ,その結果を当直長に通知する。	
	A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、FQ(Z)およびFNAHが運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。	A.1の制限値を超え		組織変更に伴う変更
B. 条件Aの措置を完了時間内に達	B.1 当直長は、モード2にする	12時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達 B. 1 当直長は、モード2にする 12時間	
成できない場合 (以下,省略)			成できない場合 (以下, 省略)	

	変更前		変更後	備考
 F^N_{ΔH}が前項で定める運転上の制限 (1) 原子燃料課長は、燃料取替後、 行い、F^N_{ΔH}を確認し、その結果を て、1ヶ月に1回、炉内出力分布 3 原子燃料課長は、F^N_{ΔH}が第1項で 	表30-1で定める事項を運転上の制限とする。 限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を を発電課長に通知する。その後、 <u>原子燃料課長</u> は、モード1におい	 2 F^N_{ΔH}が前項で定める運転上の制 (1) 安全技術課長は、燃料取替後、 行い、F^N_{ΔH}を確認し、その結果 て、1ヶ月に1回、炉内出力分 3 安全技術課長は、F^N_{ΔH}が第1項 	ド Дн)) ,表30-1で定める事項を運転上の制限とする。 限を満足していることを確認するため,次号を実施する。 原子炉熱出力が75%を超える前までに1回,炉内出力分布測定を を発電課長に通知する。その後, <u>安全技術課長</u> は,モード1におい が測定を行い,F N Днを確認する。 で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,表30-2 および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計	(以下,本頁において同じ)
長30- 1 1. 2 号炉		表30-1 1.2号炉		
	YEは、L.の知明	-	(実計しの制度	
項 目 EN	運転上の制限	項 目 FN	運転上の制限	
F ^N ΔH	1.60(1+0.3(1-P**1))以下であること	F ^N _{ΔH}	1.60(1+0.3(1-P*1))以下であること	
:1:Pは,原子炉熱出力の定格に対 [、] . 3号炉	する割合(以下,本条において同じ。)	※1:Pは,原子炉熱出力の定格に対 2.3号炉	する割合(以下,本条において同じ。)	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
F ^N ΔH	1.64(1+ 0.3(1-P ^{※1}))以下であること	$F^{N}_{\Delta H}$	1.64(1+0.3(1-P ^{*1}))以下であること	

	変更前		変更後	備考
表30-2 条 件	要求される措置	完了時間	表30-2 条件 要求される措置 完了時間	
A. F ^N _{ΔH} が運転上の制限を満足し ていない場合** ²	A. 1.1 当直長は, F ^N _{ΔH} の運転上の制限を満 足させる。 または	4時間	A. $F^N_{\Delta H}$ が運転上の制限を満足し $A.1.1$ 当直長は, $F^N_{\Delta H}$ の運転上の制限を満 $E^N_{\Delta H}$ なせる。 または	
	A. 1. 2. 1 当直長は,原子炉熱出力を50%以下に下げる。 および	4 時間	A. 1. 2. 1 当直長は,原子炉熱出力を50%以 下に下げる。 および	
	A.1.2.2 計装計画課長は、出力領域中性子 東高トリップ設定値を55%以下に 下げ、その結果を当直長に通知す る。 および	8時間	A. 1. 2. 2 計装計画課長は、出力領域中性子 東高トリップ設定値を55%以下に 下げ、その結果を当直長に通知す る。 および	
	A. 2 <u>原子燃料課長</u> は, 炉内出力分布測定を 実施し, F ^N ΔHおよびF _Q (Z)が運転上の制 限 を 満 足 し て い る こ と を 確 認 し, その結果を当直長に通知する。 および		A. 2 <u>安全技術課長</u> は, 炉内出力分布測定を 実施し, F ^N _{ΔH} およびF _Q (Z)が運転上の制 限を満足していることを確認 し, その結果を当直長に通知する。 および	組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
	A.3 原子燃料課長は、所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を実施し、F ^N ΔHおよびFQ(Z)が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する**3。	を超える前 および	A. 3 <u>安全技術課長</u> は,所定の出力以上に上 昇する前に炉内出力分布測定を実施し ,F ^N _{ΔH} およびF _Q ②が運転上の制限を満 足していることを確認し,その結果を 当直長に通知する ^{※3} 。	
成できない場合		12時間置を完了しなければな	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 ※2:条件Aに至った場合は、F ^N ΔHが運転上の制限値内に回復しても、A. 3の措置を完了しなければならない。 ※3:本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。	

変更前	変更後	備考
(軸方向中性子東出力偏差)	(軸方向中性子東出力偏差)	
第31条 モード1(原子炉熱出力が15%を超える)において、軸方向中性子東出力偏差は、表31-1で	第31条 モード1(原子炉熱出力が15%を超える)において、軸方向中性子東出力偏差は、表31-1で	
定める事項を運転上の制限とする。	定める事項を運転上の制限とする。	
2 軸方向中性子束出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各	2 軸方向中性子束出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各	
号を実施する。	号を実施する。	
 (1) 原子燃料課長は、軸方向中性子東出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得たうえで、所長の承認を得て、発電課長に通知する。 (2) 原子燃料課長は、モード1 (原子炉熱出力が15%を超える)において、1ヶ月に1回、実測による出力領域の軸方向中性子東出力偏差目標値の評価を行い、その結果を発電課長に通知する。ただし、燃料取替終了後、実測による評価を行うまでは、解析による目標値の評価で代替することができる。 (3) 当直長は、モード1 (原子炉熱出力が15%を超える)において、1週間に1回、軸方向中性子東出力偏差を確認する。ただし、軸方向中性子東出力偏差制限値超過を検知する警報または軸方向中性子東出力偏差の異常を検知する警報が動作不能な場合、原子炉熱出力が90%以上のときは15分に1回、90%未満のときは1時間に1回、軸方向中性子東出力偏差を確認する。 	 (1) 安全技術課長は、軸方向中性子東出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得たうえで、所長の承認を得て、発電課長に通知する。 (2) 安全技術課長は、モード1 (原子炉熱出力が15%を超える)において、1ヶ月に1回、実測による出力領域の軸方向中性子東出力偏差目標値の評価を行い、その結果を発電課長に通知する。ただし、燃料取替終了後、実測による評価を行うまでは、解析による目標値の評価で代替することができる。 (3) 当直長は、モード1 (原子炉熱出力が15%を超える)において、1週間に1回、軸方向中性子東出力偏差を確認する。ただし、軸方向中性子東出力偏差制限値超過を検知する警報または軸方向中性子東出力偏差の異常を検知する警報が動作不能な場合、原子炉熱出力が90%以上のときは15分に1回、90%未満のときは1時間に1回、軸方向中性子東出力偏差を確認する。 	組織変更に伴う変更 (以下,本頁において同じ)
3 当直長は、軸方向中性子東出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断し	3 当直長は、軸方向中性子東出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断し	
た場合,表31-2の措置を講じる。	た場合、表31-2の措置を講じる。	
(以下,省略)	(以下,省略)	

	変更前		変更後	備考
(1/4炉心出力偏差)		(1/4炉心出力偏差)		
第32条 モード1 (原子炉熱出力が50%を超え	える) において、1/4炉心出力偏差は、表32-1で定める事	第32条 モード1 (原子炉熱出力が50%を超	える) において, 1/4炉心出力偏差は, 表32-1で定める事	
項を運転上の制限とする。		項を運転上の制限とする。		
	制限を満足していることを確認するため、次号を実施す)制限を満足していることを確認するため, 次号を実施す	
3.		5 .		
	0%を超える)において,1週間に1回,1/4炉心出力偏差		50%を超える)において,1週間に1回,1/4炉心出力偏差	
を確認する。	ᅶᄊᇭᅩᇰᄬᇄᅶᅶᅅᄔᄔᅩᄶᅜᅷᅲᇄᆉᄔᄀᆉᄝᄽᆛᅶᄊᄱ	を確認する。	ᅪᄊᇭᅩᅩᇰᄥᄳᅶᅪᅅᄓᄔᅩᄶᆄᅷᅲᄳᆉᄖᅩᄀᆉᄸᄽᆝᅶᄊᄱ	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	を検知する警報または出力領域下部中性子東偏差大を検知		を検知する警報または出力領域下部中性子東偏差大を検知	
	こ1回,1/4炉心出力偏差を確認する。また,出力領域中性 が動作不能な場合,以下により1/4炉心出力偏差を確認す		に1回,1/4炉心出力偏差を確認する。また,出力領域中性 力が動作不能な場合,以下により1/4炉心出力偏差を確認す	
丁木可表が5001/4km心山万禰左へ00人万 る。	が動作不能な物質、以下により1/4が心山/万冊左を推診り	一	Jが野肝小能な物日,以下により1/4炉心山/J畑左を雑畝り	
	iで、出力領域中性子束計装1チャンネルからの1/4炉心出		まで、出力領域中性子東計装1チャンネルからの1/4炉心出	
	週間に1回、残りの3チャンネルによる計算結果により確		し週間に1回、残りの3チャンネルによる計算結果により確	
認する。		認する。		
(b) 原子燃料課長は,原子炉熱出力が75°	%未満で、出力領域中性子東計装2チャンネル以上からの	(b) 安全技術課長は,原子炉熱出力が7	5%未満で、出力領域中性子束計装2チャンネル以上からの	組織変更に伴う変更
	な場合、1週間に1回、炉内出力分布測定結果により確認		な場合,1週間に1回,炉内出力分布測定結果により確認	(以下,本頁におい
し、その結果を当直長に通知する。		し、その結果を当直長に通知する。		て同じ)
(c) <u>原子燃料課長</u> は,原子炉熱出力が75	%以上で、出力領域中性子束計装1チャンネル以上からの	(c) <u>安全技術課長</u> は,原子炉熱出力が7	5%以上で,出力領域中性子束計装1チャンネル以上からの	
	な場合,12時間に1回,炉内出力分布測定結果により確認		な場合,12時間に1回,炉内出力分布測定結果により確認	
し、その結果を当直長に通知する。		し、その結果を当直長に通知する。		
	める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32		どめる運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32 E 1 (2) 2 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	
	長および計装計画課長に通知する。通知をうけた <u>原子燃料</u>		長および計装計画課長に通知する。通知をうけた <u>安全技術</u>	
<u>課長</u> および計装計画課長は、同表の措置を請	再しる。	課長および計装計画課長は、同表の措置を	講しる。	
表32-1		表32-1		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
1/4炉心出力偏差	1.02以下であること	1/4炉心出力偏差	1.02以下であること	

変更前			変更後			備考	
32-2			表32-2				
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間		
A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制 限を満足していない場合	A. 1 当直長は, 1/4炉心出力偏差の1.00から の超過分1%あたり, 原子炉熱出力を 100%から3%以上下げる。 および	2時間	A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は,1/4炉心出力偏差の1.00から の超過分1%あたり,原子炉熱出力を 100%から3%以上下げる。 および	2 時間		
	A. 2 当直長は、1/4炉心出力偏差を確認 し、A. 1措置後の状態からさらに増加す る傾向にある場合は、再度A. 1の措置を 講じる。 および						
	A.3 <u>原子燃料課長</u> は,炉内出力分布測定	24時間 その後の1週間に1 回		A.3 <u>安全技術課長</u> は,炉内出力分布測定	24時間 その後の1週間に1 回	組織変更に伴う変更 (以下,本頁において同じ)	
	A.4 <u>原子燃料課長</u> は,安全解析の再評価 を行い,その結果が運転期間を通じ	原子炉熱出力がA.1 の措置で制限される 値を超える前		A. 4 <u>安全技術課長</u> は,安全解析の再評価 を行い,その結果が運転期間を通じ	原子炉熱出力がA.1 の措置で制限される 値を超える前		
	A.5 計装計画課長は,1/4炉心出力偏差をなくすように出力領域中性子東計装を調整し,その結果を当直長に通知する**1。	の措置で制限される		A.5 計装計画課長は,1/4炉心出力偏差をなくすように出力領域中性子東計装を調整し,その結果を当直長に通知する**1。	の措置で制限される		
	および A.6 <u>原子燃料課長</u> は,炉内出力分布測定 を行い,FQ(Z)およびF ^N ΔHが運転上の 制限を満足していることを確認し, その結果を当直長に通知する ^{※2} 。	原子炉熱出力100% 到達後の24時間以内 または 原子炉熱出力がA.1 の措置で制限される 値を超えた後の48時 間以内 のいずれか早い方		を行い、FQCDおよびFNΔHが運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する**2。	原子炉熱出力100% 到達後の24時間以内 または 原子炉熱出力がA.1 の措置で制限される 値を超えた後の48時 間以内 のいずれか早い方		
成できない場合 1:A.5の措置は, A.4の措置が完	B.1 当直長は,原子炉熱出力を50%以下に下げる。 了後に実施すること 公出力偏差が制限値内に回復しても,A.6の指	4時間	成できない場合 ※1:A.5の措置は, A.4の措置が完	B.1 当直長は,原子炉熱出力を50%以下に下げる。 了後に実施すること 公出力偏差が制限値内に回復しても,A.6の措	4時間 置を完了しなければな		

変更前	変更後	備考
(計測および制御設備)	(計測および制御設備)	
第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。	第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。	
(1) 原子炉保護系計装	(1) 原子炉保護系計装	
(2) 工学的安全施設等作動計装	(2) 工学的安全施設等作動計装	
(3) 事故時監視計装	(3) 事故時監視計装	
(4) 非常用ディーゼル発電機起動計装	(4) 非常用ディーゼル発電機起動計装	
(5) 中央制御室換気系隔離計装	(5) 中央制御室換気系隔離計装	
(6) 中央制御室外原子炉停止装置	(6) 中央制御室外原子炉停止装置	
(7) 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装	(7) 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装	
2 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施	2 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施	
する。	する。	
(1) 原子燃料課長,当直長,電気計画課長および計装計画課長は,表33-2から表33-8で定める確認事項を実施する。また,原子燃料課長,電気計画課長および計装計画課長は,その結果を発電課長または当直長に通知する。 3 当直長,電気計画課長および計装計画課長は,計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,表33-2から表33-8の措置を講じるとともに,必要に応じ,関	(1) <u>安全技術課長</u> , 当直長, 電気計画課長および計装計画課長は, 表33-2から表33-8で定める確認事項を実施する。また, <u>安全技術課長</u> , 電気計画課長および計装計画課長は, その結果を発電課長または当直長に通知する。 3 当直長, 電気計画課長および計装計画課長は, 計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表33-2から表33-8の措置を講じるとともに, 必要に応じ, 関	組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
係各課長へ通知する。通知をうけた関係各課長は,同表に定める措置を講じる。 表33-1	係各課長へ通知する。通知をうけた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。 表33-1	
項目運転上の制限	項 目 運転上の制限	
	第1項で定める計測および制御 表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数,系統数および機	
	一番1項でためる計例わよい前脚 表33-2から表35-6にためる所奏がインイル数、示机数わよい機 設備 能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能*1であること	
※1:本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合、または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態、または誤動作により動作信号を出力している状態は、動作可能とみなす。	※1:本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合、または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態、または誤動作により動作信号を出力している状態は、動作可能とみなす。	
(中略)	(中略)	

変更前 備考

表33-	2	(1)	つづき
1200	~	(I /	· / / C

∔ 01€	Ah.		設定値	┃ ┃ 適用モード	所要チャ	所要チャン
機	能		2 号炉	一週用セート	ンネル・ 系統数	条件
7. 1次冷却材可変温度高		過大温度 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1およ び2	4 *15	A. 1 チャパストンスしん (バチャパスネール) 大き (ボチャパスネール) 作子 (本の) 作品 (本の) を (大き) で ある (本の) 作品 (本の) を (
		過出力 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1およ び2	4 *15	A. 1 チャパスル インスしル ボイッンネー ボール ボール 大手に が動場 大手に が動場 大手に がある 大手に ある 大手に 大手に がある 大手に 大手に 大手に 大手に 大手に 大手に 大手に 大手に
8. 加圧器圧力		低	12.84MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4*15	A. 1 チャンスしん ドイイン インスルル で 大学には がある は おのおります。 B. 条件 A の 時間 きない 場合 にい場合
		高	16.61MPa[gage]以下	モード1およ び2	4*15	A. 1 チャンスしん ドイパンネート ドリカリカ 本 ドリカリカ 本 ドリカリカ を は が動り場合の は 大 イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
1.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。* ¹⁶		設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
9 S. M.		炉内外核計装照合校正 を実施する。	燃料取替後, 原子炉熱出力 が70%以上と	原子燃料課長 および 計装計画課長	
3.1 当直長は、モード3にする。	12時間		なって48時間 以内にび 北よび 世内 関定結果と 関方向中性子東		
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{*16}	6 時間		出力偏差の差 が±3%を超 える場合		
		炉内出力分布測定結果 と軸方向中性子束出力 偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回	原子燃料課長	
3.1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	 当直長	
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に		設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
する。 ^{*16}		動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長	
3.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間				
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態に する。*16	6 時間				
3.1 当直長は、モード3にする。	12時間	-			

※15: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※16: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ

とができる。

(中略)

ネル・系統数を満足できない場合の措置

+616	Δŀ		設定値	本田 マール	所要チャ	所要チャン
機	能		2 号炉	┪ 適用モード	ンネル・ 系統数	条件
7. 1次冷却机可变温度。		過大温度 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1および2		A. 1 チャンネル バイャンネルた 所動場合 B. 条件Aの措置 を達成 に場合
		過出力 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1および2		A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置内 を完達成 い場合
8. 加圧器圧	h	低	12.84MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)		A. 1 チャンネル インスル インスル ボインネ 作不 に 大学 に が動場合 B. 条件 Aの時間 た に は場合 に は は は は は に は に に に に に に に に に に に に に
		高	16.61MPa[gage]以下 可能であることを条件に	モード1およ び2		A. 1 チャンネル バイヤンネルル が動場合 B. 条件 A の 時間 き を達成 い場合

要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に		設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
する。* ¹⁶		炉内外核計装照合校正 を実施する。	燃料取替後, 原子炉熱出力 が70%以上と なって48時間	安全技術課長 および 計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間		以内に1回 および 炉内出力分布 測定結果と軸	
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。* ¹⁶	6時間		方向中性子東 出力偏差の差 が±3%を超 える場合	
		炉内出力分布測定結果 と軸方向中性子束出力 偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回	安全技術課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に オエ *16	6 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
する。* ¹⁶		動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は,P-7未満にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。* ¹⁶	6 時間			
B.1 当直長は,モード3にする。	12時間			

確認事項

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい

て同じ)

※15: 残り3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※16: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

備考 変更前

表33-2(2)つづき

	사사	AI^.		設定値		所要チャ	所要チャン
	機	能		3号炉	一 適用モード	ンネル・ 系統数	条件
	次冷却材 変温度高		過大温度 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1およ び2	4 **3 4	A. 1 チャパン ネしル たを マイヤン イヤイ 不
			過出力 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1およ び2	4 *34	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
							B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
8. 原	子炉圧力		低	12.73MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 **3 4	A. 1 チャパント インスネーンスネーンスネールで 大きい かっち
			语	16.61MPa[gage]以下	モード1および2	4 *34	A. 1 チャパスネレンネレンネレンスネレンスネントン (チャパンネン・ (大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大

ネル・系統数を満足できない場	確認事項				
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。* ³⁵	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
9 5 .		炉内外核計装照合校正 を実施する。	燃料取替後,原子炉熱出力が70%以上と	原子燃料課長 および 計装計画課長	
B.1 当直長は,モード3にする。	12時間		なって48時間 以内に11 および 炉内出力分布 測定結果と 方向中性子東		
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ³⁵	6 時間		出力偏差の差 が±3%を超 える場合		
		炉内出力分布測定結果 と軸方向中性子東出力 偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回	原子燃料課長	
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	 動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	 当直長	
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に サス *35	6 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
する。**35		動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長	
B.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間				
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。* ³⁵	6 時間				
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間				

※34:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※35:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ とができる。

表33-2(2)つづき

	4616	AK		設定値	* ロマ ト	所要チャ	所要チャン
	機	能		3 号炉	一 適用モード	ンネル・ 系統数	条件
7.	1 次冷却材可変温度高		過大温度 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 ** 3 4	A. 1 チャパン トーマンスネーンスネーン イヤン 作会 動る場 トーター 作品 を 一次 大手 で ある は 日本 の は で また から は から から は から から から は から
			過出力 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 *3 4	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
							B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
8.	原子炉圧力		低	12.73MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 **3 4	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置
							を完了時間内 に達成できな い場合
			高	16.61MPa[gage]以下	モード1およ び2	4*34	A. 1 チャンネル (バイパスした) チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
							B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※ 34:	:残り3チャ	ンネルが動作	作可能である	ことを条件に,	1チャン	ィネルをバイ	パスするこ	とができる。
	- の場合	バイパスし	トチャンネル	を動作不能とは	ナみかさか	1/1		

この場合,バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※35:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に,1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

(中略)

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に	6 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
する。* ³⁵		炉内外核計装照合校正 を実施する。	燃料取替後, 原子炉熱出力 が70%以上と なって48時間	安全技術課長 および 計装計画課長	
B.1 当直長は, モード3にする。	12時間		以内に1回 および 炉内出力分布 測定結果と軸 方向中性子東		
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ³⁵	6 時間		出力偏差の差 が±3%を超 える場合		
		炉内出力分布測定結果 と軸方向中性子束出力 偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回	安全技術課長	
B.1 当直長は, モード3にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長	
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に セス *35	6 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
する。 ^{**35}		動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長	
B.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間				
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ³⁵	6 時間				
B.1 当直長は, モード3にする。	12時間				

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい

て同じ)

表33-6(1)中央制御室換気系隔離計装(2号炉)

1666 AF.	設定値		所要チャ	所要チャン
機 能	2 号炉	──適用モード	ンネル・ 系統数	条件
1. 中央制御室換気系隔離作動論理回路	_	モード1, 2,3,4 および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	所 要 御 期 開 用 に 系 え え え え え え え え え え え え え	A. 1 系統が動作 不能である場 合
				B. 2 系統が動作 不能である場 合
				C. モード1, 2, 3および4に おいて条件A またはBの措 置を完了時間 内に達成で ない場合
				D. 使用 所が が燃料 が燃料 が大り が大り がはいま はいま では では では では では では でいま でいま でいま でいま でいま でいま でいま でいま
2. 手動起動	_	モード1, 2,3,4 および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	央制御室 非常用循 環系につ	ある場合
				C. モード1, 2, 3 おい4 に 4 に 4 に 4 に 4 に 5 に 5 に 7 に 8 に 7 に 8 に 8 に 8 に 9
				済燃料移動中 において,条 件AまたはB の措置を完了 時間内に達成 できない場合
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3(1)機能1.	非常用炉心冷却	系作動を参	照

ネル・系統数を満足できない場	合の措置	確認事項			
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
B.1 計装計画課長は, 当該系統 を動作可能な状態にする。	10日				
C.1 当直長は,中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに				
D.1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または <u>原子燃料課長</u> は、照射済燃料の移動を中 止する。** ⁷²	速やかに				
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
B.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	10日				
C.1 当直長は,中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに				
D.1 当直長は,中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または原子燃料課長	速やかに 速やかに				

※72:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

表33-6(1)中央制御室換気系隔離計装(2号炉)

466 Ar.	設定値		所要チャ	所要チャン
機 能	2 号炉	─ 適用モード	ンネル・ 系統数	条件
1. 中央制御室換気系隔離 作動論理回路	_	モード1, 2,3,4 および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	所要御知用 野御用 明第 明第 明第 で で で で で で で で の の の の に に で の に に の に に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に に に に に に に に に に に に	A. 1 系統が動作 不能である場 合
				B. 2系統が動作 不能である場 合
				C. モード1,2, 3および4に おいて条件A またはBの措 置を完了時間 内に達成で ない場合
				D. 使用済燃料 ピ 明済燃料 で が水料での動い が水料では はるまでは で はるまで はった はった はった で はい で で で で で で で で で で で で で
2. 手動起動	_	モード1, 2,3,4 および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	央制御室 非常用循 環系につ	ある場合
				C. まいまでは、 2 に 件の時で
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3(1)機能1.		 系作動を参	できない場合 :照

ネル・系統数を満足できない場合	台の措直	確認事項				
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当		
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長		
B.1 計装計画課長は, 当該系統 を動作可能な状態にする。	10日					
C.1 当直長は,中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに					
D.1 当直長は,中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または	速やかに	-				
D.2 当直長または <u>安全技術課長</u> は,照射済燃料の移動を中 止する。** ⁷²	速やかに					
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長		
B.1 計装計画課長は,当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日					
C.1 当直長は,中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに					
	速やかに	-				
B.2 当直長または <u>安全技術課長</u> は,照射済燃料の移動を中 止する。* ⁷²	速やかに					

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい

て同じ)

※72:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前	備考
-----	----

表33-6	(2)	中央制御室換気系隔離計装	(3号)	炉)

+4k Ah-	設定値	本田マード	所要チャ	所要チャン		
機能	3 号炉	通用モード	ンネル・ 系統数	条件		
. 中央制御室換気系隔離 作動論理回路	兩角性	モード1, 2,3,4 および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合		
				B. 2 系統が動作 不能である場 合		
				C. モード1, 2 3および4に おいて条件A またはBの措 置を完了時間 内に達成でき ない場合		
				D. 使用済燃料と ットでの が燃料の が が が かり が が が が が が が が が が が が が が が		
2. 手動起動	_	モード1, 2,3,4 および使用済 燃料ピットで	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合		
		の照射済燃料移動中		B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合		
				C. モード1,2 3および4に おいて,条件 AまたはBの 措置を完了時 間内に達成で きない場合		
				D.使用済燃料 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般		

ネ,	ル・系統数を満足できない場	合の措置	イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	崔認事項	
	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1	計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
В. 1	計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
C. 1	当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
また	_ • -	 速やかに	-		
D. 2	当直長または <u>原子燃料課長</u> は,照射済燃料の移動を中止する。** ⁷³	速やかに			
A. 1	計装計画課長は,当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
В. 1	計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に する。	10日			
C. 1	当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
また	当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 には 当直長または原子燃料課長	速やかに	-		
	ョ直女または原子燃料課長 は、照射済燃料の移動を中 止する。** ⁷³	※、イル・バー			

※73:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

F22 C(0) 由市場御字協定委領南	(1) 中层(1)				変更後					備考		
長33-6(2)中央制御室換気系隔离	#計袋 (3 芳炉) 		所要チャ	所要チャン		上今の世署		確認事項				
機能		──適用モード	ンネル・系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担 当			
1. 中央制御室換気系隔離作動論理回路	_	モード1, 2,3,4 および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長			
			B. 2系統が動作 不能である場 合	B.1 計装計画課長は,当該系統 を動作可能な状態にする。	10日							
			3 およて おいて 名 または E 置を完了 内に達成		C. モード1, 2, 3および4に おいて条件A またはBの措 置を完了時間 内に達成でき ない場合	C.1 当直長は,中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに					
			D. 使用済燃料ピ ットで利利の が燃料を動中 においまでは、 はおいまでは、 はたができる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	D.1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または安全技術課長 は、照射済燃料の移動を中 止する。**73	速やかに				組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)			
2. 手動起動	_	モード1, 2,3,4 および使用済	済 で		3, 4 び使用済	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
		燃料ピットで の照射済燃料 移動中		B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	ンネルを動作可能な状態に						
		3 および 4 名 おいて た	C. モード1, 2, 3および4に おいて, 条件 AまたはBの 措置を完了時 間内に達成で きない場合	C.1 当直長は,中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに							
			D. 使用済燃料ピットでの ットでの動中 が燃料を動中においる。 はおいまたはは は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	D.1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または <u>安全技術課長</u> は、照射済燃料の移動を中 止する。** ⁷³	速やかに							

変更前

表33-8	燃料落	T (N N 大米		5 1 3 5 1 1 1
1200	KKY171 (127		エエエスパナルバロス	モ (ひ クタン)

機能	適用モード	所要チャ ンネル・	所要チャン			
域 脏	週用モート	系統数	条件			
1. 燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射 済燃料移動中	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合			
	ただし,照射 終期間を後,所経 の期間を 別を 別を 別を 別を 別を は と と は と と は と と は と と は と は と は と は		B. 2系統が動作 不能である場 または 条件Aの措置 を完成で に達成 い場合			
2. 燃料落下検知	使用済燃料 ピットで が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	2	A. 1 チャンネル が動作合 ある場合 B. 2 チャイス が動ると が動る また件Aの また件Aの に と に 送 は に は に は に は に に に に に に に に に に に			

ネル・系統数を満足できない場	合の措置	確	認事項	
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。 ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台を運転状態とす る。 または B.2 当直長または原子燃料課長 は、使用済燃料ピットでの 照射済燃料の移動を中止す る。** ⁷⁶	速やかに 速やかに			
A.1 当直長は, アニュラス排気 ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台を運転状態とす る。 または B.2 当直長または <u>原子燃料課長</u> は、使用済燃料ピットでの 照射済燃料の移動を中止す	速やかに			

※76:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後	備考
表33-8 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装(3号炉)	

機能	適用モード	所要チャ ンネル・	所要チャン
1)交 旧亡	10/用·C 1、	系統数	条件
1. 燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射 済燃料移動中	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
	ただし,照射 終了後,所経 の期間を経済 した取り と 料 を は除 く。		B. 2 系統が動作 不能である場 合 または 条件Aの措置 を完する
2. 燃料落下検知	使用済燃料ピ	2	に達成できな い場合 A. 1 チャンネル
	ットでの照射済燃料移動中	2	が動作不能である場合
	ただし, 照射 終了後, 所定 の期間を経済 した照射済扱う 料をは除く。		B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合 または 条件 A の 措置 を完了 に達成 い場合

ネル・系統数を満足できない場	合の措置	確	[認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
A.1 当直長は, アニュラス排気 ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。 ただし, 残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ, 作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
B.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台を運転状態とす る。 または B.2 当直長または安全技術課長 は、使用済燃料ピットでの 照射済燃料の移動を中止す る。** ⁷⁶	速やかに				組織変更に伴う変更 (以下,本頁において同じ)
A.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長	
B.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台を運転状態とす る。 または B.2 当直長または <u>安全技術課長</u> は、使用済燃料ピットでの 照射済燃料の移動を中止す る。** ⁷⁶	速やかに				

※76:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前			変更後		備考
 (1次冷却材中のよう素131濃度) 第49条 モード1, 2および3 (1次冷却材温度が260 ℃以上)において, 1次治度は,表49-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 1次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足しているこ号を実施する。 (1) 原子燃料課長は,モード1,2および3 (1次冷却材温度が260 ℃以上)に回,1次冷却材中のよう素131濃度を確認する。 3 原子燃料課長は,1次冷却材中のよう素131濃度が,第1項で定める運転上の設と判断した場合,当直長に通知する。通知をうけた当直長は,表49-2の措置を表49-1 	とを確認するため,次 おいて, 1週間に1 削限を満足していない	度は、表49-1で定める事項を運 2 1次冷却材中のよう素131濃度が 号を実施する。 (1) <u>安全技術課長</u> は、モード1、 回、1次冷却材中のよう素131濃 3 <u>安全技術課長</u> は、1次冷却材中のよう素131濃 と判断した場合、当直長に通知する。	欠冷却材温度が260 ℃以上)において,1次冷元 転上の制限とする。 が前項で定める運転上の制限を満足していること 2および3 (1次冷却材温度が260 ℃以上)に	とを確認するため、次 おいて、1週間に1 限を満足していない	組織変更に伴う変更 (以下,本頁において同じ)
1. 2号炉		1. 2 号炉	VELT LO HILL		
項目運転上の制限1次冷却材中のよう素131濃度5.1×10⁴Bq/cm³以下である	- L	項 目 1次冷却材中のよう素131濃度	運転上の制限 5.1×10 ⁴ Bq/cm ³ 以下であるこ	· Ь	
2. 3号炉	_ C	2. 3 号炉	5.1×10 bq/cm bx Con 5 C		
項目運転上の制限		項目	運転上の制限		
1 次冷却材中のよう素131濃度 3.2×10 ⁴ Bq/cm ³ 以下である	_ と	1 次冷却材中のよう素131濃度	3.2×10 ⁴ Bq/cm ³ 以下であるこ	<u> </u>	
表49-2		表49-2			
条件要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 1 次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していまい場合 A. 1 当直長は、1 次冷却材中のよう素131 濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間		A.1 当直長は、1次冷却材中のよう素131 濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達B. 1 当直長は、モード3にし、1次冷却材成できない場合温度を260℃未満にする。	12時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード3にし、1次冷却材 温度を260℃未満にする。	12時間	

(中央制御室非常用循環系)

- 第69条 モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表69-1 で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 機械計画第一課長は、定期検査時に、中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表69-2に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。
- (2) 発電課長は、定期検査時に、中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。
- (3) 当直長は、モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、中央制御室あたり2台の中央制御室非常用給気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。
- 3 当直長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表69-3の措置を講じるとともに、原子燃料課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表69-1

項目	運転上の制限
中央制御室非常用循環系※1	中央制御室あたり2系統が動作可能であること

※1:3号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は,第84条(表84-17)の運転上の制限も確認する。

表69-2

項目	よう素除去効率(総合除去効率)	
	2 号炉	3 号炉
中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上	

表69-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 中央制御室非常用循環系1系統	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態	30日
が動作不能である場合	に復旧する。	
B. 中央制御室非常用循環系のすべ	B.1 当直長は、少なくとも1系統を動作可	10日
ての系統が動作不能である場合	能な状態に復旧する。	
C. モード1, 2, 3および4にお	C.1 当直長は、モード3にする。	12時間
いて,条件AまたはBの措置を	および	
完了時間内に達成できない場合	C.2 当直長は、モード5にする。	56時間
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃	D.1 当直長または <u>原子燃料課長</u> は,使用済	速やかに
料移動中において、条件Aまた	燃料ピットでの照射済燃料の移動を中	
はBの措置を完了時間内に達成	止する ^{※2} 。	
できない場合		

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(中央制御室非常用循環系)

- 第69条 モード1, 2, 3, 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において,中央制御室非常用循環系は,表69-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 機械計画第一課長は、定期検査時に、中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表69-2に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。
- (2) 発電課長は、定期検査時に、中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。
- (3) 当直長は、モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、中央制御室あたり2台の中央制御室非常用給気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。
- 3 当直長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表69-3の措置を講じるとともに、<u>安全技術課長</u>による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、<u>安全技術課長</u>に通知する。通知をうけた<u>安全技術課長</u>は、同表の措置を講じる。

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

表69-1

項目	運転上の制限
中央制御室非常用循環系※1	中央制御室あたり2系統が動作可能であること

※1:3号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は,第84条(表84-17)の運転上の制限も確認する。

表69-2

項目	よう素除去効率(総合除去効率)	
	2 号炉	3 号炉
中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上	

表69-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 中央制御室非常用循環系1系統	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態	30日
が動作不能である場合	に復旧する。	
B. 中央制御室非常用循環系のすべ	B.1 当直長は、少なくとも1系統を動作可	10日
ての系統が動作不能である場合	能な状態に復旧する。	
C.モード1, 2, 3および4におい	C.1 当直長は、モード3にする。	12時間
て,条件AまたはBの措置を完了	および	
時間内に達成できない場合	C.2 当直長は、モード5にする。	56時間
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃	D.1 当直長または <u>安全技術課長</u> は,使用済	速やかに
料移動中において、条件Aまたは	燃料ピットでの照射済燃料の移動を中	
Bの措置を完了時間内に達成で	止する ^{※2} 。	
きない場合		

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(燃料取扱建屋空気浄化系)

- 第71条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、3号炉の燃料取扱建屋空気浄化系は、表71 1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 燃料取扱建屋空気浄化系が運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 発電課長は、定期検査時に、アニュラス排気ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。
- (2) 当直長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、2台のアニュラス 排気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。
- 3 当直長は、燃料取扱建屋空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-2の措置を講じるとともに、原子燃料課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表71-1

項目	運転上の制限
燃料取扱建屋空気浄化系	2系統が動作可能であること**1

※1:照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取扱う場合,運転上の制限を適用しない。なお, 所定期間については、原子燃料課長があらかじめ定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の 承認を得る。

表71-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統 が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態 に復旧する。	10日
	および	
	A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動	4 時間
	し、動作可能であることを確認する。	その後の8時間に1
		口
B. 条件Aの措置を完了時間内に達	B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運	速やかに
成できない場合	転状態にする。	
	および	
	B.1.2 当直長は, 残りの系統のファンにつ	8時間に1回
	いて、運転状態により動作可能であ	
	ることを確認する。	
	または	
	B.2 当直長または <u>原子燃料課長</u> は,使用済	速やかに
	燃料ピットでの照射済燃料の移動を中	
	止する ^{※2} 。	
C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべ	C.1 当直長または <u>原子燃料課長</u> は,使用済	速やかに
ての系統が動作不能である場合	燃料ピットでの照射済燃料の移動を中	
	止する。	

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。(以下,本条において同じ。)

(燃料取扱建屋空気浄化系)

- 第71条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、3号炉の燃料取扱建屋空気浄化系は、表71 1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 燃料取扱建屋空気浄化系が運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 発電課長は、定期検査時に、アニュラス排気ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。
- (2) 当直長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、2台のアニュラス 排気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。
- 3 当直長は、燃料取扱建屋空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-2の措置を講じるとともに、安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

表71-1

項目	運転上の制限
燃料取扱建屋空気浄化系	2系統が動作可能であること**1

※1:照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取扱う場合,運転上の制限を適用しない。なお, 所定期間については、<u>安全技術課長</u>があらかじめ定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の 承認を得る。

表71-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統 が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態 に復旧する。	10日
	および A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動 し、動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1 回
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1.1 当直長は、残りの系統のファンを運転状態にする。 および	速やかに
	B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。	8時間に1回
	または B.2 当直長または <u>安全技術課長</u> は,使用済 燃料ピットでの照射済燃料の移動を中 止する ^{※2} 。	速やかに
C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべ ての系統が動作不能である場合	C.1 当直長または <u>安全技術課長</u> は,使用済 燃料ピットでの照射済燃料の移動を中 止する。	速やかに

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。(以下,本条において同じ。)

変更前 変更後

(外部電源(2号炉) ーモード5, 6および照射済燃料移動中一)

- 第72条の2 2号炉について、モード5、6および照射済燃料移動中において、外部電源は、表72の2 1 で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の非常用高圧母 線に電力供給が可能な外部電源1系列以上の電圧が確立していることを確認する。
- 3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72の2-2の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子 <u>燃料課長</u>に通知する。通知をうけた<u>原子燃料課長</u>は、同表の措置を講じる。

表72の2-1

項目	運転上の制限
外部電源	所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上
	が動作可能であること*1

※1:送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。

表72の2-2

条件	要求される措置	完了時間
A. すべての外部電源が動作不能で ある場合	A.1 当直長または <u>原子燃料課長</u> は,照射済 燃料の移動を中止する ^{※2} 。	速やかに
	および A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作をすべて中止する。 および	速やかに
	A.3 当直長は、動作不能となっている外 部電源の少なくとも1系列を動作可能 な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(外部電源(2号炉) -モード5, 6および照射済燃料移動中一)

- 第72条の2 2号炉について、モード5、6および照射済燃料移動中において、外部電源は、表72の2 -1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の非常用高圧母 線に電力供給が可能な外部電源1系列以上の電圧が確立していることを確認する。
- 3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72の2-2の措置を講じるとともに、<u>安全技術課長</u>による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、<u>安全</u> 組織変更に伴う変更 <u>技術課長</u>に通知する。通知をうけた<u>安全技術課長</u>は、同表の措置を講じる。

(以下,本頁におい て同じ)

備考

表72の2-1

項目	運転上の制限
外部電源	所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源1系列以上
	が動作可能であること**1

※1:送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。

表72の2-2

条件	要求される措置	完了時間
	A.1 当直長または <u>安全技術課長</u> は、照射済 燃料の移動を中止する ^{※2} 。	速やかに
ある場合	然付の移動を中止する…。 および	
	A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに
	および	
	A.3 当直長は,動作不能となっている外 部電源の少なくとも1系列を動作可能	速やかに
	な状態に復旧する措置を開始する。	

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(外部電源(3号炉))

- 第72条の3 3号炉について、モード1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源 *1 は、表72の3-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。

変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。

- 3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72の3-2の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。
- ※1:外部電源とは、電力系統からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。(以下、本条において同じ。)

表72の3-1

項目	運転上の制限
外部電源	(1)3回線*2以上が動作可能であること*3
	(2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性
	を有していること ^{※4※5}

- ※2:外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。(以下、本条において同じ。)
- ※3:送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。
- ※4:独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」 をいう。
- ※5:1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートでの連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなすことができる。

(中略)

(外部電源(3号炉))

- 第72条の3 3号炉について、モード1、2、3、4、5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源 *1 は、表72の3-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。 変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。
- 3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72の3-2の措置を講じるとともに、安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知を受けた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

※1:外部電源とは、電力系統からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。(以下、本条において同じ。)

表72の3-1

項目	運転上の制限
外部電源	(1)3回線*2以上が動作可能であること*3
	(2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性
	を有していること ^{※4※5}

- ※2:外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。(以下、本条において同じ。)
- ※3:送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。
- ※4:独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」 をいう。
- ※5:1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートでの連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなすことができる。

(中略)

変更前		変更後	備考
表72の3-2 (続き) 条 件 要求される措置	完了時間	表72の3-2 (続き) 条件 要求される措置 完了時間	
 E. 動作可能な外部電源が1回線である場合 および 非常用ディーゼル発電機1基が動作不能である場合※6 E. 1 当直長は、動作不能となっている外部電源1回線または非常用ディーゼル発電機1基を復旧する。	元 J 时间 12時間	 E. 動作可能な外部電源が1回線で	
F. すべての外部電源が動作不能で F. 1 当直長は、動作不能となっている外 おる場合 部電源の少なくとも1回線を動作可能 な状態に復旧する。	24時間	F. すべての外部電源が動作不能で F. 1 当直長は、動作不能となっている外 24時間 おる場合 部電源の少なくとも1回線を動作可能 な状態に復旧する。	
G. モード1, 2, 3および4にお G.1 当直長は, モード3にする。 いて, 条件A, B, C, D, E および	12時間	G. モード 1 , 2 , 3 および 4 におい G. 1 当直長は , モード 3 にする 。 12時間 て , 条件 A , B , C , D , E および	
またはFの措置を完了時間内に G.2 当直長は、モード5にする。 達成できない場合	56時間	またはFの措置を完了時間内に G.2 当直長は、モード5にする。 56時間 達成できない場合	
H. モード 5, 6 および使用済燃料 H. 1 当直長または <u>原子燃料課長</u> は、照射済 ピットに燃料体を貯蔵している	速やかに	H. モード 5, 6 および使用済燃料 と H. 1 当直長または <u>安全技術課長</u> は、照射済 速やかに ットに燃料体を貯蔵している期間 燃料移動中の場合は、照射済燃料の移 において、条件 A, B, C, D, 重を中止する ^{※7} 。 EまたはFの措置を完了時間内 および	組織変更に伴う変更
間内に達成できない場合 H.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および	速やかに	旧.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃 速やかに 度が低下する操作をすべて中止する。 および	
H.3 当直長は,1次冷却系の水抜きを行っている場合は,水抜きを中止する。	速やかに	H.3 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	
	. 小海田一、 L	2 ツロマードロマは出来はい。 1 医療性生産 2 マンス 世間 アンファン・モニー	
※6:モード5, 6および使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間において ル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、 可能なものをいう。		※6:モード5,6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては,非常用ディーゼル発電機には,非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは,所要の電力供給が可能なものをいう。	
※7:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。		※7:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	

(ディーゼル発電機 ーモード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間-)

- 第74条 モード 5, 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、非常用ディーゼル発電機は、表74-1 で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、非常用ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。
- (a) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。
- (b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。
- 3 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74-3の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表74-1

項目	運転上の制限
(2) (F常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること**2*3 1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタ シクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること**4

- ※1:3号炉の非常用ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。
- ※2:非常用ディーゼル発電機の予備潤滑運転(ターニング,エアラン)を行う場合,運転上の制限を 適用しない。
- ※3:非常用ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。
- |※4:非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は,運転上の制限を適用しない。

表74-2

項目	制限値		
	2 号炉	3 号炉	
燃料油サービスタンク貯油量	825L以上	1,375L以上	
(保有油量)			

(ディーゼル発電機 ーモード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間-)

- 第74条 モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、非常用ディーゼル発電機は、表74-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、非常用ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。
- (a) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。
- (b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。
- 3 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74-3の措置を講じるとともに、<u>安全技術課長</u>による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

備考

表74-1

項目	運転上の制限
	(1) 非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること*2*3(2) (1) の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること*4

- ※1:3号炉の非常用ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。
- ※2:非常用ディーゼル発電機の予備潤滑運転(ターニング,エアラン)を行う場合,運転上の制限を 適用しない。
- ※3:非常用ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。
- ※4:非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。

表74-2

項目	制限値		
	2 号炉	3 号炉	
燃料油サービスタンク貯油量	825L以上	1,375L以上	
(保有油量)			

	変更前		変更後	備考
表74-3			表74-3	
条件	要求される措置	完了時間	条 件 要求される措置 完了時間	And Albertanes and the second
A. 非常用ディーゼル発電機 2 基お よび非常用発電機 1 基のうち, 2 基以上が動作不能 ^{※5} である	A.1 当直長または <u>原子燃料課長</u> は,照射済 燃料の移動を中止する ^{※6} 。 および	速やかに	A. 非常用ディーゼル発電機 2 基お A. 1 当直長または <u>安全技術課長</u> は,照射済 速やかに よび非常用発電機 1 基のうち, 2 燃料の移動を中止する ^{※6} 。 基以上が動作不能 ^{※5} である 場 および	組織変更に伴う変更
場合	A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに	合A. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作をすべて中止する。速やかに	
	および A.3 当直長は,非常用ディーゼル発電機2 基および非常用発電機1基のう ち,	速やかに	およびA. 3 当直長は、非常用ディーゼル発電機 2速やかに基および非常用発電機 1 基のうち、	
	少なくとも2基を動作可能な状態に復 旧する措置を開始する。		少なくとも2基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	
※5:非常用ディーゼル発電機の燃 いない場合を含む。	料油サービスタンクの貯油量(保有油量)が制	限値を満足して	※5:非常用ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量(保有油量)が制限値を満足していない場合を含む。	
※6:移動中の燃料を所定の位置に	移動することを妨げるものではない。		※6:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	

変更前

(非常用直流電源 ーモード5, 6および照射済燃料移動中ー)

- 第77条 モード5,6および照射済燃料移動中において,非常用直流電源(蓄電池*1および充電器)は, 表77-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池 端子電圧が126.5V以上であることを確認する。
- 3 当直長は、非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表77 - 2 の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、 <u>原子燃料課長</u>に通知する。通知をうけた<u>原子燃料課長</u>は、同表の措置を講じる。
- ※1:3号炉においては、蓄電池(非常用)をいう(以下、本条において同じ)。

表77-1

項目	運転上の制限
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電
	池*2および充電器*3)が動作可能であること

- ※2:3号炉の蓄電池が動作不能時は、第84条(表84-15)の運転上の制限も確認する。
- なす。(以下,本条において同じ。)

表77-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池	A.1 当直長または <u>原子燃料課長</u> は, 照射済	速やかに
または充電器が動作不能である	燃料の移動を中止する**4。	
場合	および	
	A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃	速やかに
	度が低下する操作をすべて中止する。	
	および	
	A.3 当直長は, 当該機器を動作可能な状態	速やかに
	に復旧する措置を開始する。	

※4:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(非常用直流電源 ーモード5, 6および照射済燃料移動中一)

- 第77条 モード5,6および照射済燃料移動中において,非常用直流電源(蓄電池*1および充電器)は, 表77-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

変更後

- (1) 当直長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池 端子電圧が126.5V以上であることを確認する。
- 3 当直長は、非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表77 - 2 の措置を講じるとともに、安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、 <u>安全技術課長</u>に通知する。通知をうけた<u>安全技術課長</u>は、同表の措置を講じる。
- ※1:3号炉においては、蓄電池(非常用)をいう(以下、本条において同じ)。

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

備考

表77-1

項目	運転上の制限
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電
	池*2および充電器*3)が動作可能であること

- ※2:3号炉の蓄電池が動作不能時は、第84条(表84-15)の運転上の制限も確認する。
- ※3: 充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能とみ | ※3: 充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能とみ なす。(以下,本条において同じ。)

表77-2

<u>XII </u>		
条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池 または充電器が動作不能である 場合	A.1 当直長または <u>安全技術課長</u> は, 照射済 燃料の移動を中止する ^{※4} 。 および	速やかに
	A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに
	および A.3 当直長は、当該機器を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。	速やかに

※4:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

ることを確認する。

- 必要な非常用高圧母線,非常用低圧母線,非常用直流母線および非常用計装用母線が受電されていることを確認する。 3 当直長は,所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,表79
- 3 当直長は、所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表79 -2の措置を講じるとともに、<u>原子燃料課長</u>による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、 原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表79-1

項目	運転上の制限
所内非常用母線	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電している こと*1
	(1) 非常用高圧母線(2) 非常用低圧母線(3) 非常用直流母線(4) 非常用計装用母線

※1:所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。

表79-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用高圧母線,非常用	A.1 当直長または <u>原子燃料課長</u> は,照射済	速やかに
低圧母線、非常用直流母線また	燃料の移動を中止する*2。	
は非常用計装用母線のうち1つ	および	
以上が受電不能の場合	A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃	速やかに
	度が低下する操作をすべて中止する。	
	および	
	A.3 当直長は、当該母線を復旧する措置を	速やかに
	開始する。	
	および	21. 4. 2. 3
	A. 4 当直長は、当該母線から電源が供給さ	速やかに
	れている余熱除去系を動作不能とみな	
	す。	

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

表	79 - 1	
	項目	運転上の制限
	所内非常用母線	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電している
		<i>∠ ≥</i> **1
		(1) 非常用高圧母線
		(2) 非常用低圧母線
		(3) 非常用直流母線
		(4) 非常用計装用母線

必要な非常用高圧母線、非常用低圧母線、非常用直流母線および非常用計装用母線が受電されてい

3 当直長は、所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表79

-2の措置を講じるとともに、安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、

※1:所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。

安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

表79-2

公10 2				
条件	要求される措置	完了時間		
A. 所要の非常用高圧母線,非常用低	A.1 当直長または <u>安全技術課長</u> は,照射済	速やかに		
圧母線、非常用直流母線または非	燃料の移動を中止する*2。			
常用計装用母線のうち1つ以上	および			
が受電不能の場合	A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃	速やかに		
	度が低下する操作をすべて中止する。			
	および			
	A.3 当直長は, 当該母線を復旧する措置を	速やかに		
	開始する。			
	および			
	A.4 当直長は, 当該母線から電源が供給さ	速やかに		
	れている余熱除去系を動作不能とみな			
	す。			

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(使用済燃料ピットの水位および水温)

第83条 使用済燃料ピットは、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2 使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水位、水温を確認する。
- 3 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83 3の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

表83-1

項目	運転上の制限
使用済燃料ピット	水位※1および水温が表83-2で定める制限値内にあること

※1:照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。

表83-2

1. 2 号炉

	項目	制 限 値
	水 位	EL 31.8m以上
I	水 温	65℃以下

2. 3 号炉

項目	制限値
水 位	EL 31.7m以上
水 温	65℃以下

表83-3

	条件		要求される措置	完了時間
Α.	使用済燃料ピットの水位が制限	A. 1	当直長は, 使用済燃料ピットの水位を	速やかに
,	値を満足していない場合		制限値内に回復させるための措置を開	
			始する。	
		およ	び	
		A. 2	当直長または原子燃料課長は、使用済	速やかに
			燃料ピット内での照射済燃料の移動を	
			中止する ^{*2} 。	
B. /	使用済燃料ピットの水温が制限	B. 1	当直長は, 使用済燃料ピットの水温を	速やかに
,	値を満足していない場合		制限値内に回復させるための措置を開	
			始する。	

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(使用済燃料ピットの水位および水温)

第83条 使用済燃料ピットは、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2 使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水位、水温を確認する。
- 3 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83 3の措置を講じるとともに、<u>安全技術課長</u>による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、 安全技術課長に通知する。通知をうけた<u>安全技術課長</u>は、同表の措置を講じる。

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

表83-1

項目	運転上の制限
使用済燃料ピット	水位*1および水温が表83-2で定める制限値内にあること

|※1:照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。

表83-2

1.2号炉

項目	制限値
水 位	EL 31.8m以上
水 温	65℃以下

2. 3 号炉

項目	制限値
水 位	EL 31.7m以上
水温	65℃以下

表83-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開	速やかに
個を個定していない場合 	がする。 一切な個内に回復させるための指直を用	
	および	
	A.2 当直長または <u>安全技術課長</u> は,使用済	速やかに
	燃料ピット内での照射済燃料の移動を	
	中止する ^{※2} 。	
B. 使用済燃料ピットの水温が制限	B.1 当直長は,使用済燃料ピットの水温を	速やかに
値を満足していない場合	制限値内に回復させるための措置を開	
	始する。	

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前	変更後	備考
(重大事故等対処設備(3号炉))	(重大事故等対処設備 (3号炉))	本頁変更なし
§84条 3号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表84-1で定める事項を運転上の制限と	第84条 3号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表84-1で定める事項を運転上の制限と	
する。	する。	
(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備	(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備	
(2) 1次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備	(2) 1次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備	
(3) 炉心注水をするための設備	(3) 炉心注水をするための設備	
(4) 1次冷却系統の減圧をするための設備	(4) 1次冷却系統の減圧をするための設備	
(5) 原子炉格納容器スプレイをするための設備	(5) 原子炉格納容器スプレイをするための設備	
(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備	(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備	
(7) 2次冷却系からの除熱(注水)をするための設備	(7) 2次冷却系からの除熱(注水)をするための設備	
(8) 2次冷却系からの除熱(蒸気放出)をするための設備	(8) 2次冷却系からの除熱(蒸気放出)をするための設備	
(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	
(10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	(10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	
(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備	(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備	
(12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	(12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	
(13) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	(13) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	
(14) 電源設備	(14) 電源設備	
(15) 計装設備	(15) 計装設備	
(16) 中央制御室	(16) 中央制御室	
(17) 監視測定設備	(17) 監視測定設備	
(18) 緊急時対策所	(18) 緊急時対策所	
(19) 通信連絡を行うために必要な設備	(19) 通信連絡を行うために必要な設備	
(20) 中型ポンプ車	(20) 中型ポンプ車	
(21) その他の設備	(21) その他の設備	
2 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施	2 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施	
する。	する。	
(1) 各課長は、表84-2から表84-22に定める確認事項を実施する。また、各課長(発電課長および	(1) 各課長は、表84-2から表84-22に定める確認事項を実施する。また、各課長(発電課長および	
当直長を除く。)は、その結果を発電課長または当直長に通知する。	当直長を除く。)は、その結果を発電課長または当直長に通知する。	
各課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、	3 各課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、	
表84-2から表84-22の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知を受けた	表84-2から表84-22の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知を受けた	
関係各課長は,同表に定める措置を講じる。	関係各課長は、同表に定める措置を講じる。	
(中略)	(中略)	
		1

変更前

84-12-3 使用済燃料ピットの監視

お体を貯蔵していな期間 満足していない場合 次場合 使用済燃料ピット温度 (AM) 2個 使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃 料ピット監視カメラ冷却設備含む) 1個 使用済燃料ピット広域水位 (AM) 2個 使用済燃料 A. 動作可能な設備が所要数を	84-12-3 使	H済燃料にツトの監視 □			<u> </u>
使用済燃料ピット水位 (AM) **2	百 日	tds Ab	所要数		所要数
下の監視	垻 日		171 🗸 🕉	モード	条件
使用済燃料ビット監視カメラ(使用済燃 1 個	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位 (AM) **2	2個	ピットに燃 料体を貯蔵 している期	備が所要数を 満足していな
料ピット監視カメラ冷却設備含む) 使用済燃料ピット広域水位 (AM) 2 個 使用済燃料 が 所要数を 満足していない場合 間 可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ 2 個 空冷式非常用発電装置 「84-15-1 空冷式非常用発電装置		使用済燃料ピット温度 (AM)	2個		
でットに燃料体を貯蔵 満足していない場合 間間			1 個		
空冷式非常用発電装置 「84-15-1 空冷式非常用発電装置		使用済燃料ピット広域水位 (AM)	2 個	ピットに燃 料体を貯蔵 している期	備が所要数を 満足していな
		可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	2個		
the state of the s			「84−1	5-1 空冷	式非常用発電装置

※1:所要数ごとに個別の条件が適用される。

※2:使用済燃料ピット広域水位 (AM) が動作可能であれば動作不能とはみなさない。

※3:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※4:代替品の補充等

(以下,省略)

を満足できない場合の措置**1		確	認事項	
措 置	完了時間	項目	頻 度	担当
A.1 当直長は,使用済燃料ピット 水位がEL 31.7m以上および 水温が65℃以下であること を確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位 (AM) および使用済燃 料ピット温度 (AM) の 機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
および A. 2 計装計画課長は, 当該設備を 動作可能な状態に復旧する 措置を開始する。 および A. 3 当直長または原子燃料課長 は, 使用済燃料ピット内での		使用済燃料ピット水位 (AM) および使用済燃 料ピット温度(AM) が 動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1ヶ月に1回	当直長
は,使用済燃料ピット内での 照射済燃料の移動を中止す る ^{※3} 。		使用済燃料ピット監視 カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ冷却設 ット監視カメラ冷却設 備含む) が動作不能でないことを画像により 確認する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
A.1 当直長は,使用済燃料ピット 水位がEL 31.7m以上および 水温が65℃以下であること を確認する。	速やかに	使用済燃料ピット広域 水位 (AM) の機能検査 を実施する。	定期検査時	計装計画課長
および A.2 放射線・化学管理課長または 計装計画課長は,当該設備を 動作可能な状態に復旧する	速やかに	使用済燃料ピット広域 水位 (AM) が動作可能 であることを外観点検 により確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
措置を開始する。 および A.3 当直長または <u>原子燃料課長</u> は,使用済燃料ピット内での	速やかに	可搬型使用済燃料ピッ トエリアモニタの機能 検査を実施する。	定期検査時	放射線・化学 管理課長 および 計装計画課長
照射済燃料の移動を中止する**3。 および A.4 放射線・化学管理課長または計装計画課長は、代替措置**4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線・化学 管理課長 および 計装計画課長

からの給電」において運転上の制限等を定める。

変更後

84-12-3 使用済燃料ピットの監視

項目 機能 所要数 元ード 条件 使用済燃料ピット水位 (AM) **2 2個 使用済燃料 A. 動作可能 備が所要 満足している期 使用済燃料ピット温度 (AM) 2個 使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃 1 個料ピット監視カメラ冷却設備含む) 1個 使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む) 2個 使用済燃料 A. 動作可能 ポットに燃料ピットに燃水 から は から で は から で で で で で で で で で で で で で で で で で で	4-12-3 使	使用済燃料ピットの監視			
使用済燃料ピット水位 (AM) **2 (使用済燃料ピット水位 (AM) **2 (使用済燃料ピット水位 (AM) **2 (使用済燃料ピット水位 (AM) **2 (使用済燃料ピット温度 (AM) 2個 (使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃 1個 料ピット監視カメラ冷却設備含む) (使用済燃料ピット広域水位 (AM) 2個 使用済燃料 A. 動作可能 備が所 数料 を貯蔵 にている期 に		Inc. Ar	正		所要数
大の監視	垻 目	機 能		モード	条件
使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃 1個料ピット監視カメラ冷却設備含む) 使用済燃料ピット広域水位 (AM) 2個 使用済燃料 A. 動作可能 備 が 所 要料体を貯蔵 している期 に場合	- 使用済燃料ピッ トの監視	ピッ 使用済燃料ピット水位 (AM) *2	2個	ピットに燃 料体を貯蔵 している期	備が所要数を 満足していな
料ピット監視カメラ冷却設備含む) 使用済燃料ピット広域水位 (AM) 2個 使用済燃料 A. 動作可能 ピットに燃 備 が 所 要 料体を貯蔵		使用済燃料ピット温度(AM)	2個		
ピットに燃 備が所要 料体を貯蔵 満足して している期 い場合			1個		
		使用済燃料ピット広域水位(AM)	2個	ピットに燃 料体を貯蔵 している期	備が所要数を 満足していな
可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ 2個		可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	2 個		
空冷式非常用発電装置 「84-15-1 空冷式非常用発電			「84−1	5-1 空冷	式非常用発電装置

※1:所要数ごとに個別の条件が適用される。

※2:使用済燃料ピット広域水位 (AM) が動作可能であれば動作不能とはみなさない。

※3:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※4:代替品の補充等

(以下,省略)

を満足できない場合の措置**1		確認事項		T
措 置	完了時間	項目	頻 度	担当
A.1 当直長は,使用済燃料ピット 水位がEL 31.7m以上および 水温が65℃以下であること を確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位 (AM) および使用済燃 料ピット温度 (AM) の 機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
および A. 2 計装計画課長は, 当該設備を 動作可能な状態に復旧する 措置を開始する。 および A. 3 当直長または <u>安全技術課長</u> は, 使用済燃料ピット内での		使用済燃料ピット水位 (AM) および使用済燃 料ピット温度 (AM) が 動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1ヶ月に1回	当直長
照射済燃料の移動を中止す る ^{※3} 。		使用済燃料ピット監視 カメラ(使用済燃料ピット監視カメラ冷却設 ット監視カメラ冷却設 備含む)が動作不能でないことを画像により 確認する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
A.1 当直長は,使用済燃料ピット 水位がEL 31.7m以上および 水温が65℃以下であること を確認する。	速やかに	使用済燃料ピット広域 水位 (AM) の機能検査 を実施する。	定期検査時	計装計画課長
および A.2 放射線・化学管理課長または 計装計画課長は,当該設備を 動作可能な状態に復旧する	速やかに	使用済燃料ピット広域 水位(AM)が動作可能 であることを外観点検 により確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
措置を開始する。 および A.3 当直長または安全技術課長 は,使用済燃料ピット内での	速やかに	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタの機能 検査を実施する。		放射線・化学 管理課長 および 計装計画課長
照射済燃料の移動を中止する**3。 および A.4 放射線・化学管理課長または計装計画課長は、代替措置**4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタが動作可能であることを確認する。		放射線・化学 管理課長 および 計装計画課長

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい

て同じ)

からの給電」において運転上の制限等を定める。

(新燃料の運搬)

第93条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン (2号炉)、燃料取扱棟クレーン (3号炉)、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。

- 2 <u>原子燃料課長</u>は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること
- (2) 補助建家クレーン (2号炉), 燃料取扱棟クレーン (3号炉), ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置, 新燃料エレベータ, 使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること
- (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること
- 3 <u>原子燃料課長</u>は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- (4) ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること
- 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 5 放射線・化学管理課長は、<u>原子燃料課長</u>が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に新燃料を 収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10 分の1を超えていないことを確認する。
- 6 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

(新燃料の貯蔵)

第94条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット(以下「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること ただし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること また、3号炉について、1ヶ月に1回*1以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを 確認すること
- (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
- (3) 補助建家クレーン(2号炉),燃料取扱棟クレーン(3号炉),新燃料エレベータ,使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること
- (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 3号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発 生時においても臨界に達しないことを確認すること
- (5) 3 号炉について、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること
- ※1:毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回をいう。(以下,本章において同じ。)

(新燃料の運搬)

第93条 <u>安全技術課長</u>は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン(2号炉)、燃料取扱棟クレーン(3号炉)、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。

- 2 <u>安全技術課長</u>は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること
- (2) 補助建家クレーン(2号炉),燃料取扱棟クレーン(3号炉),ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置,新燃料エレベータ,使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること
- (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること
- 3 <u>安全技術課長</u>は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- (4) ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること
- 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。
- 6 安全技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

(新燃料の貯蔵)

第94条 安全技術課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット(以下「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること ただし、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること また、3号炉について、1ヶ月に1回*1以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを 確認すること
- (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
- (3) 補助建家クレーン(2号炉),燃料取扱棟クレーン(3号炉),新燃料エレベータ,使用済燃料 ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること
- (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 3 号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発 生時においても臨界に達しないことを確認すること
- (5) 3 号炉について、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること
- ※1:毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回をいう。(以下,本章において同じ。)

(燃料の検査)

第95条 <u>原子燃料課長</u>は、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を 行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。

- 2 原子燃料課長は、定期検査時における1次冷却材中のよう素131の増加量の測定結果等に基づき、 燃料取替の措置を講じる場合はシッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えい と判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。
- 3 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。
- 4 原子燃料課長は、第1項または第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ピットクレーンを使用する。

(燃料の取替等)

- 第96条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。
- 2 原子燃料課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した 後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運 転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結 果が制限値を満足していることを確認する。
- (1) 反応度停止余裕
- (2) 最大線出力密度
- (3) 燃料集合体最高燃焼度
- $(4) \quad F^{N}_{XY}$
- (5) 減速材温度係数
- (6) 最大反応度添加率
- (7) 制御棒クラスタ落下時のワースおよびF^NΔH
- (8) 制御棒クラスタ飛出し時のワースおよびF₀
- 3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ<u>原子燃料課長</u>は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。
- 4 当直長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと
- (2) 補助建家クレーン(2号炉),燃料取扱棟クレーン(3号炉),新燃料エレベータ,使用済燃料ピットクレーン,燃料移送装置,燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること

(燃料の検査)

第95条 <u>安全技術課長</u>は,定期検査時に,装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を 行う燃料を選定し,健全性に異常のないことを確認する。

- 2 <u>安全技術課長</u>は、定期検査時における1次冷却材中のよう素131の増加量の測定結果等に基づき、 燃料取替の措置を講じる場合はシッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えい と判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。
- 3 <u>安全技術課長</u>は、第1項または第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。
- 4 <u>安全技術課長</u>は,第1項または第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は,使用済燃料 ピットクレーンを使用する。

(燃料の取替等)

第96条 <u>安全技術課長</u>は,燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は,取替炉心の配置,燃料装荷のための安全措置,方法,体制を燃料装荷実施計画に定め,原子炉主任技術者の確認を得て,所長の承認を得る。

- 2 <u>安全技術課長</u>は,第1項の燃料装荷実施計画を定める前に,燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した 後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運 転できる取替炉心の燃焼度を用いて,以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い,その評価結 果が制限値を満足していることを確認する。
- (1) 反応度停止余裕
- (2) 最大線出力密度
- (3) 燃料集合体最高燃焼度
- (4) F_{XY}^{N}
- (5) 減速材温度係数
- (6) 最大反応度添加率
- (7) 制御棒クラスタ落下時のワースおよびF^NAH
- (8) 制御棒クラスタ飛出し時のワースおよびF₀
- 3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ<u>安全技術課長</u>は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。
- 4 当直長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと
- (2) 補助建家クレーン(2号炉),燃料取扱棟クレーン(3号炉),新燃料エレベータ,使用済燃料 ピットクレーン,燃料移送装置,燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること

変更前	変更後	備考
(使用済燃料の貯蔵) 第97条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料を表97に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、3号炉について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること	ついて、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること	組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

- (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 3 号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発 生時においても臨界に達しないことを確認すること
- (5) 3号炉について、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること

表97

1号炉, 2号炉および3号炉 の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット
1 号炉	3 号炉
2 号炉	2 号炉, 3 号炉*1
3 号炉	3 号炉

※1:使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。

(使用済燃料ピットの管理(3号炉))

第97条の2 <u>原子燃料課長</u>は、3号炉の使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は、吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。

2 各課長は、3号炉の使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について、落下防止対策を行う。

表97

1号炉, 2号炉および3号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット
1 号炉	3 号炉
2 号炉	2 号炉, 3 号炉*1
3号炉	3 号炉

(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること

(5) 3号炉について、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上

3号炉について、使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発

※1:使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。

生時においても臨界に達しないことを確認すること

の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること

(使用済燃料ピットの管理(3号炉))

第97条の2 <u>安全技術課長</u>は、3号炉の使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は、吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。

2 各課長は、3号炉の使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について、落下防止対策を行う。

変更前	変更後	備考
(使用済燃料の運搬)	(使用済燃料の運搬)	
第98条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにお	第98条 安全技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにお	組織変更に伴う変更
いて, 使用済燃料ピットクレーンを使用する。	いて, 使用済燃料ピットクレーンを使用する。	(以下,本頁におい
2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスク	2 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスク	て同じ)
ピットにおいて,使用済燃料輸送容器に収納する。	ピットにおいて,使用済燃料輸送容器に収納する。	
(1) 法令に適合する容器を使用すること	(1) 法令に適合する容器を使用すること	
(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること	(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること	
(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること	(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること	
(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること	(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること	
3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運	3 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運	
搬する場合は、次の事項を遵守する。	搬する場合は、次の事項を遵守する。	
(1) 容器の車両への積付けに際し,運搬中に移動,転倒または転落を防止する措置を講じること	(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること	
(2) 法令に定める危険物と混載しないこと	(2) 法令に定める危険物と混載しないこと	
(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限す	(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限す	
るとともに、必要な箇所に見張人を配置すること	るとともに、必要な箇所に見張人を配置すること	
(4) 車両を徐行させること	(4) 車両を徐行させること	
(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な	(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な	
監督を行わせること	監督を行わせること	
(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること	(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること	
4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超	4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超	
えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えてい	えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えてい	
ないことを確認する。ただし,第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は,表面汚染密	ないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密	
度について確認を省略できる。	度について確認を省略できる。	
5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に使用済燃		
料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度		
限度の10分の1を超えていないことを確認する。	限度の10分の1を超えていないことを確認する。	
6 <u>原子燃料課長</u> は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	6 <u>安全技術課長</u> は,使用済燃料を発電所外に運搬する場合は,所長の承認を得る。	

(放射性固体廃棄物の管理)

第99条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。

- (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯 蔵庫(以下「廃棄物庫」という。)に保管する。
- (2) 強酸ドレン等は、2号炉については放射線・化学管理課長、3号炉については発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。
- (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。2号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置(1号および2号炉共用)またはセメント固化装置(1号炉、2号炉および3号炉共用)で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。

3号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置(1号炉、2号炉および3号炉共用)で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。

(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する

- (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。
- (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。
 - イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。
 - ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。
- 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表132-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。
- 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。
- (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。
- (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。

また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

(3) <u>原子燃料課長</u>は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

(以下, 省略)

(放射性固体廃棄物の管理)

第99条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵*1または保管する。

- (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「廃棄物庫」という。)に保管する。
- (2) 強酸ドレン等は、2号炉については放射線・化学管理課長、3号炉については発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。
- (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。2号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置(1号および2号炉共用)またはセメント固化装置(1号炉、2号炉および3号炉共用)で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。

3号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置(1号炉,2号炉および3号炉共用)で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。

(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

- (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。
- (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。

イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。

- ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。
- 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表132-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。
- 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。
- (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。
- (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。

また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

(3) <u>安全技術課長</u>は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

(以下, 省略)

変更前	変更後	備考
(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針) 第119条の3 原子力部長は、重要度分類指針におけるグラス1、2、3の機能を有する機器および構造物®1ならびに3号炉の常設重人事故等対処設備に属する機器および構造物*1***********************************	(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針) 第119条の3 発電管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物*1ならびに3号炉の常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物*1*2について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。 (1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定 2 発電管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。 3 2号炉の長期保守管理方針は添付6に示すものとする。 ※1:動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。	組織変更に伴う変更(以下、本頁において同じ)

変更前	変更後	備考
(非常体制の発令) 第126条 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告をうけ、または自ら発見した場合は、非常体制を発令して、発電所災害対策本部の要員を招集し、発電所災害対策本部を設置する。また、所長は、非常体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告する。 (以下、省略)	(非常体制の発令) 第126条 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告をうけ、または自ら発見した 場合は、非常体制を発令して、発電所災害対策本部の要員を招集し、発電所災害対策本部を設置する。 また、所長は、非常体制を発令した場合は、直ちに発電管理部長に報告する。 (以下、省略)	組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
(報 百) 第133条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第87条関連) (2) 第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合 (3) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第100条または第101条関連) (4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第113条関連) (5) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合 2 所長および原子炉主任技術者は、前項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。 3 原子力部長は、前項の報告を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。 4 第1項(1)に定める事項に該当した場合は、直ちに原子力規制委員会へ報告する。	第133条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第87条関連) (2) 第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合 (3) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第100条または第101条関連) (4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第113条関連) (5) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	

変更前	変更後	備考
(品質保証計画) 第203条 第202条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり,以下のとおり品質保証計画を定める。	(品質保証計画) 第203条 第202条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。	本頁変更なし
【品質保証計画】	【品質保証計画】	
(中略)	(中略)	

							変	更前																		3	変更	後										備者	<u> </u>
	制定本		発電所長 -	原子力部長	<u>原子燃料部長</u> 原子力保安研修所長 土木建築部長	発電所長者を展示する			I	考查室原子力監查担当部長	ı	考查室原子力監查担当部長 原子力部長	原子力部長原子力部長	原子燃料部長原子力保安研修所長	京子力保安研修所長十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	上小年来即以発電所長	発電所長 発電所長	発電所長		制定者	12 J-140 VG	発電別長 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	原子力部長	示する 記式 原子 原子 加速 原子 加速 かいまた 原子 力保安研修所長 十木 神 郷 新 串	エハルス・ルン 発電所長 発電所長 著春室原子力監査相当部長			I	老本宗百子力陛本扣当如長		一本本心四、土際木石、江西	今里 宝	原子力部長原子力部長原子力部長	原子力保安研修所長原子力保安研修所長	土木建築部長 発電所長	発電所長 発電所長 *** 44 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 -	客电灯 來	組織変更に伴 (以下,本頁 て同じ)	
ムに係る社内規定一覧および各条文との関連	社内規定二次文書	(203米以外の)(203米以外の)(2014年) (2014年) (20	受備の重要度分類管理内規 		<u>書類等管理標準(332)</u> 文書・品質記錄管理内規(332) 設計/調達管理標準(原子力発電所)(332)	ATT			I	内部品質監査要領	ı	7部品質監查要領(204, 205) 8.質保証委員会運営要領	原子力発電安全委員会運営要領(206) 品質保証運営委員会運営標準	<u>郘礩保証運営委員会運営標準</u> 18僧保訴運営委員会運営内規		ng床m.库含安貞云建台宗中 安全運営委員会運営内規(207)	n質保証運営委員会運営内規 P防処置管理内規	设計管理内規		□ 17% に □ 17% 立書 □ 17% 立 □ 17%	1	設備の重要度分類管理内規	事類等管理標準 (332)	言 ※ 4 c l l l l l l l l l l l l l l l l l l		- A Control Manager Ma		I	力效几階解本面領	K H H	一一种口腔股末期路(1004-1005)	Y Brug 監査 関 (20%, 209) 品質保証委員会運営要領	原子力発電安全委員会運営要領 (206) 品質保証運営委員会運営標準 	<u></u>	品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規(207)	品質保証運營委員会運営内規 予防处置管理内規 matekem由相	R 首 2里 7 级		
11/	制定者		原子力本部長 記 社長		104 NG	THE PART OF THE PA			原子力本部長	社長	社長 原子力本部長	力本部長	<u> </u>	<u> па</u> п <u>е</u>	i ffinaì ⊞i	<u> </u>	<u> </u>	गों के	ムに係る社内規定	制定者	社長	原子力本部長 社長 日子力本部長 日子力本部長	本	4		社 英	## ##	LK 原子力本部長	* 大	才 - 上 大	正女 原子力本部長 社 E	そ F力本部長							
品質マネジメントシス	一次文書	トの海囲米入		品質保証基準 原 品質保証規程(332) 社 品質保証基準(332) 所		品質保証規程(332) 社	記規程 (202の2, 202の3, 319)	品質保証規程 (202の2, 202の3)	20203, 319)	33	05) 05)	14 =							品質マネジメントシステ.	一次文書(203条以外の関連条文)		品質保証基準 品質保証規程 品管保証基準	32)	ì	(332)	20203, 319)		(2020)2, 20203)	02, 202003, 319)	02 <i>O</i> 2, 202 <i>O</i> 3)	田貫木証が在(204, 209) 品質保証基準(204, 205) 月 日産伊雪田和(204, 205)	(206, 207)							
表 1	203条4.2.1	(p	a)				(p	(p			(p									203米 4.2.1 の分類		a)	(0)			(p	(p	Ď) (P) (F								
	203条の要求事項	4.1 一般要求事項	4.2.1 一般	4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理			5.1 経営者のコミットメント5.2 原子力安全の重視5.9 ロ m = 44.				5.5.1 責任および権限5.2 管理責任者	5.5.3 プロセス責任者 5.5.4 内部コミュニケーション								203条の要求事項	4.1 一般要求事項	4.2.1 一般	4.2.3 文書管理4.2.4 記録の管理			5.1 経営者のコミットメント 5.2 原子力安全の重視	品質方針	,		551 青任地上7%條個	5.5.2 管理責任者 5.5.2 で担責任者 5.5.5 かんぱん かんしゅんかん かんしょく まんかん	5.5.4 内部コミュニケーション							

	変更前	変更後	備考
制定者 ————————————————————————————————————	原子力部長 原子力部長 上木建築部長 光電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発	制定者 考查室原子力監查担当部長 光本建築部長 光本建築部長 光本建築部長 光本建築部長 光本建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 大力監査担当部長 発電所長 発電所長 発電所長 大力部長 発電所長 上本建築部長 上本建築部長 上本建築部長 上本建築部長 上本建築部長	組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
この要求事項 2.03条 本 1つづき この要求事項 4.2.1 一次文書 社長 本内規定 ントレビュー d) 品質保証基準 (20302,20203) 社長 「日前保証規程 出質保証規程 (20202,20203) 社長 内部品質監査要領 (4) 品質保証規程 (30202,20203) 社長 内部品質監査要領 (4) 品質保証規程 (4) 品質保証規程 社長 一 (5) 日本 (4) 品質保証規程 (4) 品質保証規程 (204,205) (4) 日本 (4) 品質保証規程 (204,205) 社長 一		203 20	
5.6 マネジメ 6.1 <u></u> 6.2 人的資源	n .	203条 5.6 マネジメ 6.1 <u>隣</u> 6.1 7.7	

	変更前	変更後	備考
	制定者 原子力部長 原子炒點是 是全數的是 系電所是 一 一 沒電所是 原子力監長 原子力監長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長	新電所長 原子分部展長 原子分部展長 原子力部長 上木建築部長 大電所長 原子力部長	組織変更に伴う変更 (以下,本頁において同じ)
表1つづき	(203条以外の関連条文) 原子力本部長 設計/調達管理標準 (203条以外の関連条文) 原子力本部長 設計/調達管理標準 (原子力発電所) 調達管理性環準 (原子力発電所) 調達管理内規 (原子力発電所) 原子力本部長 検査および試験管理模準 (原子力発電所) 非常事態対策要領 (333) 非常事態対策要領 (333) 非常事態対策要領 (333) 不適合管理内規 設計 (原子力発電所) 不適合管理内規 設計/調達管理標準 (原子力発電所)	第十万本部長 保計・保護・ (203条以外の配置を (203条以外の配置条文) (203条以外の配置条文) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204) (204)	
	1	203条 -次文書 4.2.1 -次文書 0.0分類 (203条以外の関連条文) d) 品質保証基準 d) 品質保証基準 d) 品質保証基準 (a) 品質保証基準 (b) 品質保証基準 (c) 品質保証基準 (d) 品質保証基準 (e) 品質保証基準 (f) 品質保証基準 (e) 品質保証基準 (f) 品質保証基準 (g) 品質保証基準 (c) 品質保証基準 (c) 品質保証基準	
	2 0 3条の要求事項 7.4 調達 8.2.1 原子力安全の達成 8.4 データの分析 8.5.1 継続的改善 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視および 測定 8.2.4 検査および試験 8.2.4 検査および試験 8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置	8.5.3 予防処置 7.4 調達 8.2.1 原子力安全の達成 8.4 データの分析 8.5.1 継続的改善 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視および 測定 8.2.3 不適合管理 8.5.2 是正処置 8.5.3 予防処置 8.5.3 予防処置 8.5.3 予防処置	

4. 2. 2 品質マニュアル

組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画を作成し、維持する。

変更前

- a) 品質マネジメントシステムの組織に関する事項
- b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項
- c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項
- d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項
- e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項
- f) 品質マネジメントシステムの適用範囲
- g) 品質マネジメントシステムについて確立された社内規定またはそれらを参照できる情報
- h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係は、図2のとおりとする。

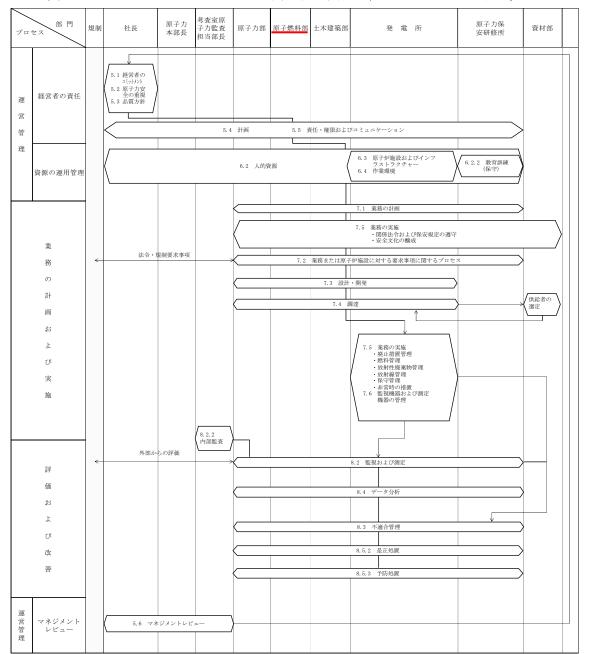


図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

(以下,省略)

4. 2. 2 品質マニュアル

組織は、次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画を作成し、維持する。

- a) 品質マネジメントシステムの組織に関する事項
- b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項
- c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項
- d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項
- e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項
- f) 品質マネジメントシステムの適用範囲
- g) 品質マネジメントシステムについて確立された社内規定またはそれらを参照できる情報

変更後

備考

組織変更に伴う変更

h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係は、図2のとおりとする。

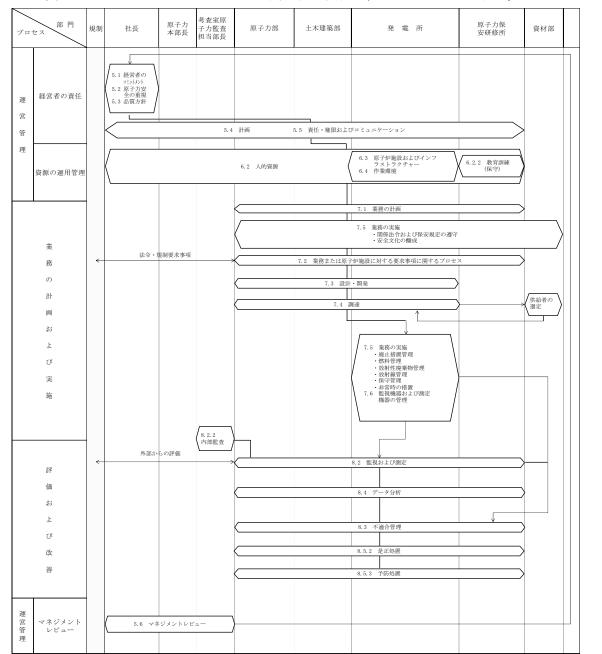
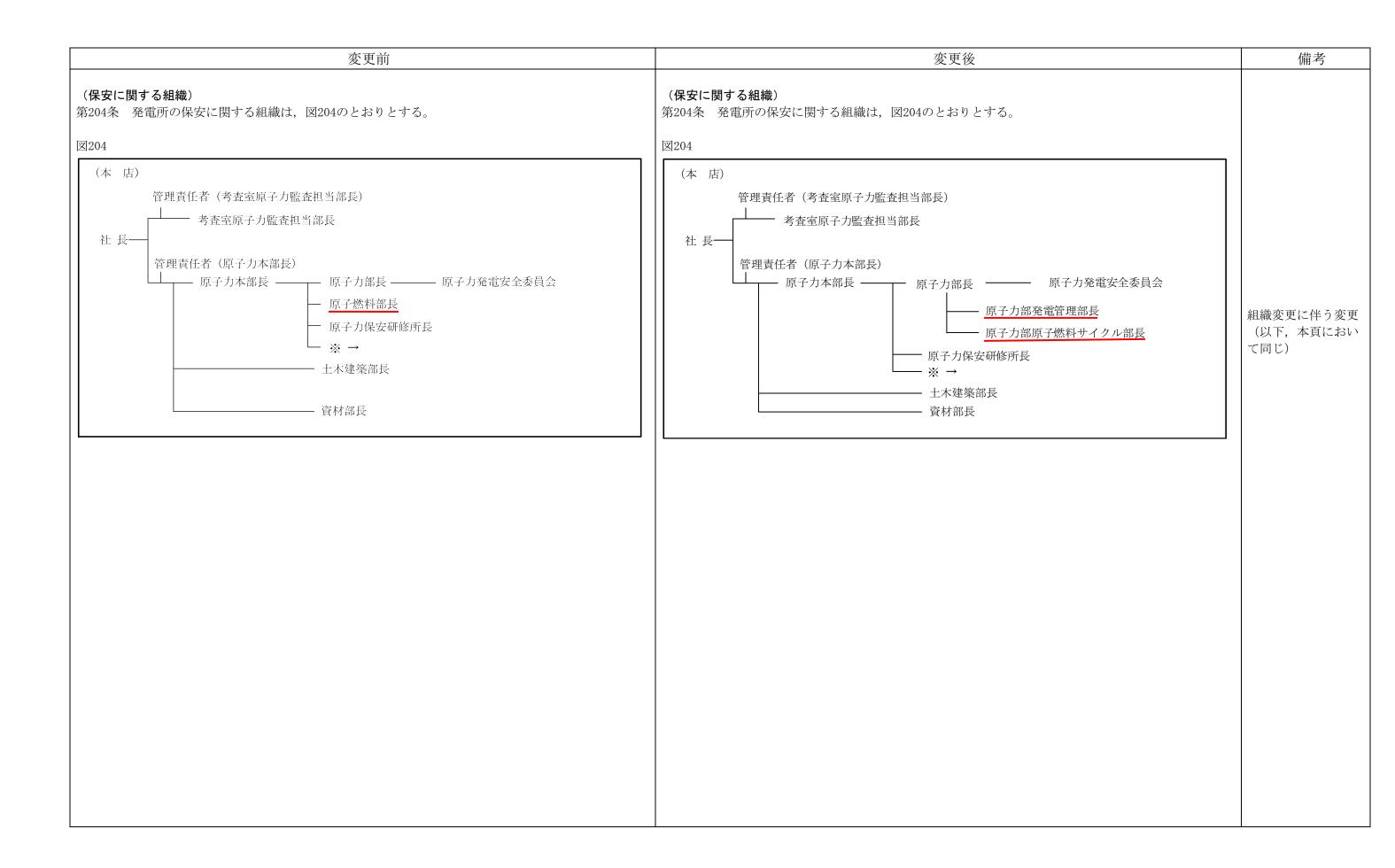
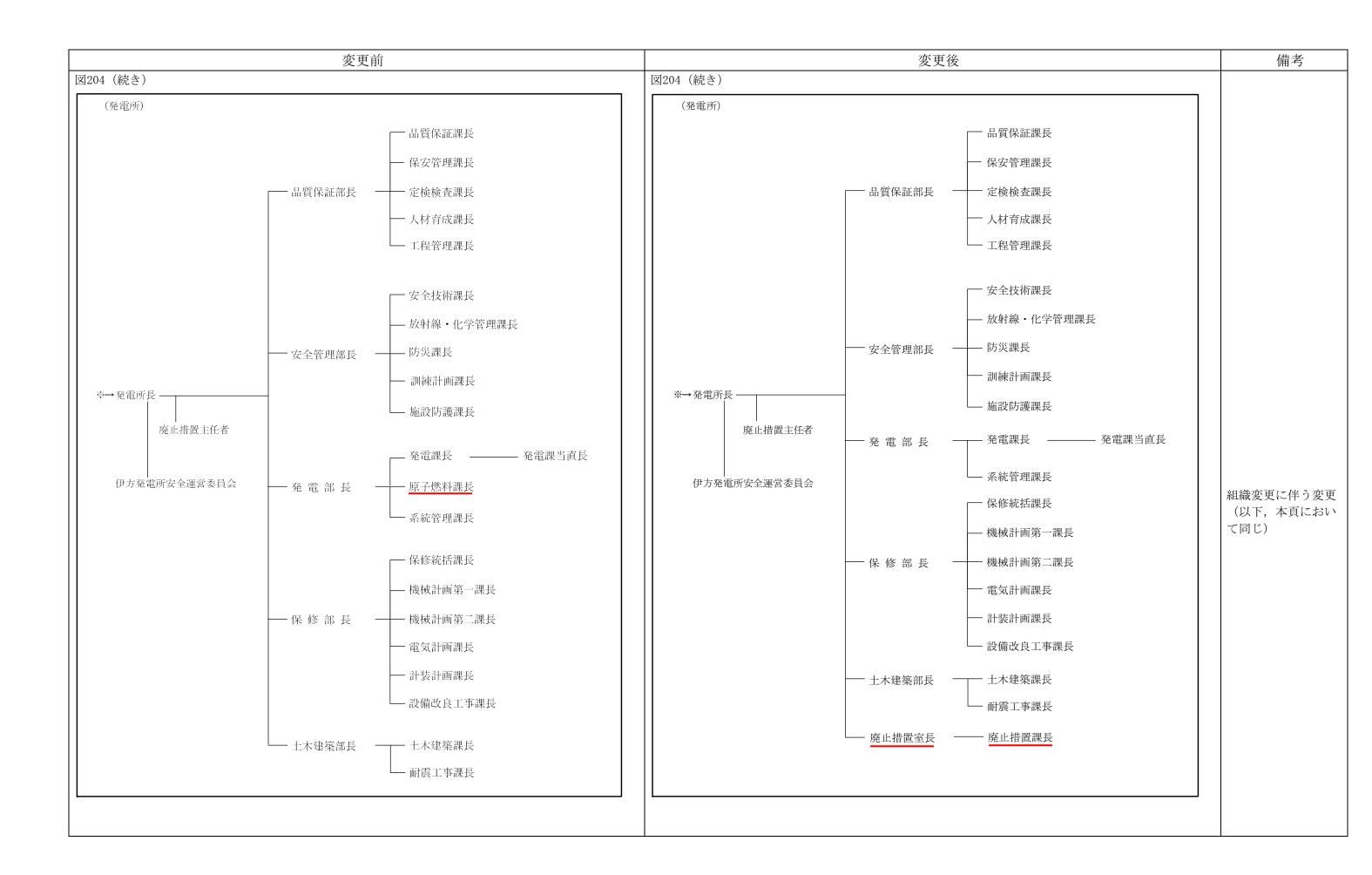


図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

(以下,省略)





(保安に関する職務)

(保安に関する職務)

- 第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。
- 2 原子力本部長は、品質保証活動(内部監査業務を除く)の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括(内部監査部門を除く)する。
- 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括(内部監査部門に限る)する。
- 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを総括 (内部監査部門を除く)する。
- 5 原子燃料部長は、原子燃料部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 6 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 7 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 8 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。
- 9 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。
- 10 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長および工程管理課長 の所管する業務を統括する。
- 11 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。
- 12 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。
- 13 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。
- 14 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。
- 15 工程管理課長は、定期検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。
- 16 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。
- 17 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下、「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(訓練計画課長が実施する業務を除く)、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(訓練計画課長が実施する業務を除く)、ならびに非常時の措置に関する業務を行う。
- 18 放射線・化学管理課長は、<u>安全貯蔵*1措置</u>放射性固体・液体・気体廃棄物管理,放射線管理および化学管理に関する業務を行う。
- 19 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響 が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉 施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。
- 20 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。

第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。

- 2 原子力本部長は、品質保証活動(内部監査業務を除く)の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括(内部監査部門を除く)する。
- 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括(内部監査部門に限る)する。
- 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の醸成のための取組みを総括(内部監査部門を除く)する。
- 5 発電管理部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務(原子燃料サイクル部長が実施 する業務を除く)を統括する。
- <u>6</u> 原子燃料サイクル部長は,原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち,燃料に関する 業務および廃止措置に関する業務を統括する。
- 7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。
- 10 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。
- 11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長および工程管理課長 の所管する業務を統括する。
- 12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。
- 13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。
- 14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。
- 15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。
- 16 工程管理課長は、定期検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。
- <u>17</u> 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。
- 18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下、「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(訓練計画課長が実施する業務を除く)、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(訓練計画課長が実施する業務を除く)、燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。
- 19 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。
- 20 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響 が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉 施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。
- 21 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

変更前 変更後 備考 21 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。 22 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。 組織変更に伴う変更 22 発電部長は、発電課長、原子燃料課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。 23 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。 (以下,本頁におい 23 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。 て同じ) 24 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。 24 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。 25 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。 25 原子燃料課長は、燃料の管理に関する業務を行う。 26 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務(当直長が実施する業務を除く)を行う。 26 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務(当直長が実施する業務を除く)を行う。 27 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長 | 27|| 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長

業務を除く)を行う。

28 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。

および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。

- 29 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が実 │29 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が実 施する業務を除く)を行う。
- 30 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が 実施する業務を除く)を行う。
- 業務を除く)を行う。
- 業務を除く)を行う。
- 程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業 務を除く)を行う。
- 34 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。
- 35 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が実 施する業務を除く)を行う。
- 36 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務(工程管理課長および 土木建築課長が実施する業務を除く)を行う。
- 37 各課長(当直長を含む。)は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事*2に関する業務、火災発生時に おける原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動 等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉 施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の 措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。
- 38 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に 従い業務を実施する。
- ※1:安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域設備の解体撤去工事を実施する前に、放射 線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存する放射性物質の時間 的減衰を図ることをいう。(以下、本編において同じ。)
- ※2:廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査 | ※1:廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査 およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。(以下,本編にお いて同じ。)

- 施する業務を除く)を行う。 30 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が
- 実施する業務を除く)を行う。 31 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が実施する | 31 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が実施する
- 32 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が実施する │32 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務(工程管理課長が実施する 業務を除く)を行う。
- 33 設備改良工事課長は,原子炉施設のうち機械設備,電気設備および計装設備の改造に関する業務(工 | 33 設備改良工事課長は,原子炉施設のうち機械設備,電気設備および計装設備の改造に関する業務(工 程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業 務を除く)を行う。
 - 34 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。
 - |35 土木建築課長は,原子炉施設のうち土木・建築設備の保修,改造に関する業務(工程管理課長が実 施する業務を除く)を行う。
 - 36 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務(工程管理課長および 土木建築課長が実施する業務を除く)を行う。
 - 37 廃止措置室長は、廃止措置課長の所管する業務を統括する。また、発電所における廃止措置に関す る業務を総括する。
 - 38 廃止措置課長は、廃止措置管理に関する業務を行う。

および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。

28 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。

- 39 各課長(当直長を含む。)は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事※→に関する業務、火災発生時に おける原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動 等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉 施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の 措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。
- 40 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に 従い業務を実施する。
- およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。(以下,本編にお いて同じ。)

変更前	変更後	備考
(原子力発電安全委員会) 第206条 本店に原子力発電安全委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会に おいて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置(変更)許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 廃止措置計画の変更 (3) 原子炉施設保安規定の変更 (4) 本店所管の要領の制定および改正 (5) その他委員会で定めた事項 3 原子力部長を委員長とする。	(原子力発電安全委員会) 第206条 本店に原子力発電安全委員会(以下「委員会」という。)を設置する。	

変更前	変更後	備考
(伊方発電所安全運営委員会)	(伊方発電所安全運営委員会)	
(伊方発電所安全運営委員会) 第207条 発電所に伊力発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽衡な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 廃止措置音理に関する内規の制定および改正 (a) 速転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 廃止措置計画に関する事項 (d) 安全財機措置に関する事項 (e) 巡視に関する事項 (f) 警報発生時の搭置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転機作に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転機作に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転機作に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転機に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転機に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転機に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転機に関する事項 (g) 解料管理に関する内規の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の形成に関する事項 (b) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放射管理に関する内規の制定および改正 (a) な射性気体の産業制の放出管理に関する事項 (d) 放射線管理に関する事項 (d) 放射線管理に関する事項 (d) 加野監視区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 除量の評価に関する事項 (f) 除薬に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (f) 除薬に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (f) 除事に関する再項 (f) 除事に関する再項 (f) 保守管理に関する再項 (f) 保守管理に関する再項 (f) ア中等理に関する再項 (f) 理応は対立運転操作に関する内規の制定および改正(第322条) (g) 事故・故障の水平規間の実施状況に関する事項 (f) 平事態における運転状況に関する事項 (f) その他運営委員会で定めた事項 (g) 事故・故障の水平規間の実施状況に関する事項 (f) その他運営委員会で定めた事項 (g) 事故・故障の水平規間の実施状況に関する事項 (f) での他運営委員会で定めた事項 (g) 事故・故障の水平規間の実施状況に関する事項 (f) を表と委員会に表員長、廃止措置主任者、第205条第10項から第36項(第24項を除く)に定める職権の名に加え、委員長が指名した者で構成する。		組織変更に伴う変更(以下、本頁において同じ)

(廃止措置主任者の職務等)

第209条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。

変更前

- (1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。
- (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。
- (3) 表209-1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。
- (4) 表209-2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。
- (5) 表209-3に示す記録の内容を確認する。
- (6) 第333条第1項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。
- (7) その他原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督に必要な職務を行う。
- 2 所長は、廃止措置主任者がその保安のためにする意見具申を尊重する。
- 3 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者がその保安のためにする指導・助言を尊重する。

(以下, 省略)

(廃止措置管理に関する内規の作成)

- 第214条 発電課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正 にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。
- (1) 巡視に関する事項
- (2) 警報発生時の措置に関する事項
- (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- (4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項

(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)

- 第216条 発電課長は、原子炉内に燃料を装荷しない措置として、燃料移送管の仕切弁を閉止後、施錠する。
- 2 各課長は、燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合は、廃止措置 主任者の確認を得て、施錠を解除し仕切弁を操作することができる。
- 3 原子燃料課長は、燃料を譲り渡す場合は、表216に定める譲渡し先に搬出する。

表216

種別	譲渡し先
使用済燃料	再処理事業者
新燃料	加工事業者

(安全貯蔵措置)

第218条 <u>放射線・化学管理課長</u>は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵の対象となる設備範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。

(廃止措置主任者の職務等)

第209条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。

変更後

- (1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。
- (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。
- (3) 表209-1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。
- (4) 表209-2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。
- (5) 表209-3に示す記録の内容を確認する。
- (6) 第333条第1項で定める事項について報告を受けた場合、発電管理部長に報告する。
- (7) その他原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督に必要な職務を行う。
- 2 所長は、廃止措置主任者がその保安のためにする意見具申を尊重する。
- 3 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者がその保安のためにする指導・助言を尊重する。

(以下,省略)

(廃止措置管理に関する内規の作成)

第214条 発電課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。

- (1) 巡視に関する事項
- (2) 警報発生時の措置に関する事項
- (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
- (4) 定期的に実施するサーベランスに関する事項
- 2 廃止措置課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正 にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。
- (1) 廃止措置工事に関する事項
- (2) 安全貯蔵措置に関する事項

(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)

- 第216条 発電課長は、原子炉内に燃料を装荷しない措置として、燃料移送管の仕切弁を閉止後、施錠する。
- 2 各課長は、燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合は、廃止措置主任者の確認を得て、施錠を解除し仕切弁を操作することができる。
- 3 安全技術課長は、燃料を譲り渡す場合は、表216に定める譲渡し先に搬出する。

表216

種別	譲渡し先
使用済燃料	再処理事業者
新燃料	加工事業者

(安全貯蔵措置)

第218条 <u>廃止措置課長</u>は,廃止措置計画に基づく安全貯蔵<u>※</u>Lの対象となる設備範囲について,安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。

※1:安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域設備の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存する放射性物質の時間的減衰を図ることをいう。

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

備考

変更前 変更後 備考

(工事完了の報告)

第218条の3 各課長は、第218条の2に基づき実施した廃止措置工事が完了した場合には、工事の結果|第218条の3 各課長は、第218条の2に基づき実施した廃止措置工事が完了した場合には、工事の結果 を,所長および廃止措置主任者に報告するとともに,関係する各課長へ通知する。

(新燃料の運搬)

- 第293条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン、新燃料工 レベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。
- 2 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容 器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること
- (2) 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設 備を使用すること
- (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること
- 3 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集 合体形状への再組立てを行う場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 取り扱う数量を燃料集合体1体毎かつその1体分の燃料棒に限定すること
- (2) 燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納、もしくは新燃料貯蔵庫 に貯蔵した後に新燃料輸送容器に収納すること
- 4 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場 合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 5 放射線・化学管理課長は、第4項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えて いないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める 表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域か ら運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 6 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に新燃料を 収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10 分の1を超えていないことを確認する。
- 7 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

(新燃料の貯蔵)

第294条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット(以下「貯蔵施設」という。) に貯蔵すること
- (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
- (3) 補助建家クレーン, 新燃料エレベータ, 使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設 備を使用すること
- (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
- (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に 達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること

(工事完了の報告)

を, 所長, 廃止措置主任者および廃止措置室長に報告するとともに, 関係する各課長へ通知する。

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

(新燃料の運搬)

- 第293条 安全技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン、新燃料エ レベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。
- 2 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容 器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること
- (2) 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設 備を使用すること
- (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること
- 3 安全技術課長は、発電所内において、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集 合体形状への再組立てを行う場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 取り扱う数量を燃料集合体1体毎かつその1体分の燃料棒に限定すること
- (2) 燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納、もしくは新燃料貯蔵庫 に貯蔵した後に新燃料輸送容器に収納すること
- 4 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場 合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 5 放射線・化学管理課長は、第4項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えて いないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定め る表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域 から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 6 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に新燃料を 収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10 分の1を超えていないことを確認する。
- 7 安全技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

(新燃料の貯蔵)

第294条 安全技術課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット(以下「貯蔵施設」という。) に貯蔵すること
- (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
- (3) 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設 備を使用すること
- (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
- (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に 達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること

変更前 変更後

(使用済燃料の貯蔵)

(使用済燃料の貯蔵)

第297条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること
- (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示 すること
- (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
- (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
- (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に 達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること

表297

貯蔵可能な使用済燃料ピット

1号炉、3号炉*1

※1:3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。

(使用済燃料の運搬)

第298条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにお | 第298条 安全技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにお いて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。

- 2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスク ピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること
- (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
- (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること
- (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること
- 3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運 搬する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限す るとともに、必要な箇所に見張人を配置すること
- (4) 車両を徐行させること
- (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な 監督を行わせること
- (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超 えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えてい ないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密 度について確認を省略できる。
- 5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に使用済燃 料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度 限度の10分の1を超えていないことを確認する。
- 6 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

第297条 安全技術課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること
- (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示 すること
- (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
- (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
- (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に 達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること

表297

貯蔵可能な使用済燃料ピット

1号炉、3号炉*1

※1:3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。

(使用済燃料の運搬)

いて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。

- 2 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスク ピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること
- (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
- (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること
- (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること
- 3 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運 搬する場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限す るとともに、必要な箇所に見張人を配置すること
- (4) 車両を徐行させること
- (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な 監督を行わせること
- (6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超 えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えてい ないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密 度について確認を省略できる。
- 5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に使用済燃 料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度 限度の10分の1を超えていないことを確認する。
- 6 安全技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

備考

(放射性固体廃棄物の管理)

第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。

- (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯 蔵庫(以下「廃棄物庫」という。)に保管する。
- (2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が固化装置でドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。
- (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム 缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置(1号および2号炉共用)またはセメント固 化装置(1号炉、2号炉および3号炉共用)で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管 する
- (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、 放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

- (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。
- (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。
 - イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。
 - ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。
- 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。
- 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。
- (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。
- (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。

また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

- (3) <u>原子燃料課長</u>は,使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回,確認する。
- 4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

(以下, 省略)

(放射性固体廃棄物の管理)

第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵*1または保管する。

- (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「廃棄物庫」という。)に保管する。
- (2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が固化装置でドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。
- (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム 缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置(1号および2号炉共用)またはセメント固 化装置(1号炉、2号炉および3号炉共用)で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管 する
- (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、 放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

- (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。
- (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。

イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。

- ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。
- 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。
- 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。
- (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。
- (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。

また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

- (3) <u>安全技術課長</u>は,使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回,確認する。
- 4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

(以下, 省略)

組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

変更前	変更後	備考
(非常体制の発令)	(非常体制の発令)	
第326条 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告をうけ、または自ら発見した場合は、非常体制を発令して、発電所災害対策本部の要員を招集し、発電所災害対策本部を設置する。また、所長は、非常体制を発令した場合は、直ちに <u>原子力部長</u> に報告する。	第326条 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告をうけ、または自ら発見した場合は、非常体制を発令して、発電所災害対策本部の要員を招集し、発電所災害対策本部を設置する。また、所長は、非常体制を発令した場合は、直ちに発電管理部長に報告する。	組織変更に伴う変更 (以下,本頁において同じ)
(報告)	(報 告)	
第333条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長および廃止措置主任者に報告する。 (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合(第287条関連)	第333条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長および廃止措置主任者に報告する。 (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合(第287条関連)	
(2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第300 条または第301条関連)	(2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第300条または第301条関連)	
(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第313条関連)(4) 実用炉規則第134条第3号*1,第4号*1,第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合	(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第313条関連) (4) 実用炉規則第134条第3号 ^{※1} ,第4号 ^{※1} ,第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合	
2 所長および廃止措置主任者は、前項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。	2 所長および廃止措置主任者は、前項で定める事項について報告を受けた場合、 <u>発電管理部長</u> に報告する。	
3 原子力部長は、前項の報告を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。	3 発電管理部長は、前項の報告を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。	
※1:新燃料貯蔵設備,使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。	※1:新燃料貯蔵設備,使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。	
附 則 (平成 25 年 7 月 1 日)	附 則 (平成 25 年 7 月 1 日)	
(施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2 第74条の表74-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、 他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車(電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたもの を含む。)を非常用発電機とみなすことができる。	(施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2 第74条の表74-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、 他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車(電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたもの を含む。)を非常用発電機とみなすことができる。	
(中略)	(中略)	
附 則 (平成 31 年 2 月 20 日)	附 則 (平成 31 年 2 月 20 日)	
(施行期日) 第1条 この規定は,平成 31 年 2 月 20 日から施行する。	(施行期日) 第1条 この規定は、平成31年2月20日から施行する。	
	附 則(年 月 日)	附則の追加
	(施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第95回定時株主総会開催日より施行する。 ただし、施行後の廃止措置室長、廃止措置課長および安全技術課長に係る事項は2019年7月1日より 施行する。	

	変更後	備考
火災,内部溢水,火山現象(降灰)および自然災害対応に係る実施基準	火災、内部溢水、火山現象(降灰)および自然災害対応に係る実施基準	
本「実施基準」は、火災が発生した場合、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合、火山 影響等発生時およびその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施 内容について定める。	本「実施基準」は、火災が発生した場合、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合、火山 影響等発生時およびその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施 内容について定める。	
(中略)	(中略)	
3 火山現象 (降灰), 降雪 防災課長は、火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体 制の整備として、次の 3.1 項から 3.4 項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。 また、各課長は、計画に基づき、火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全の ための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	3 火山現象(降灰),降雪 防災課長は,火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体 制の整備として,次の3.1 項から3.4 項を含む計画を社内規定として策定し,所長の承認を得る。 また,各課長は,計画に基づき,火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のため の活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	
(中略)	(中略)	
3.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山現象の 評価を行い、必要な事項を適切に反映する。	3.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は,以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集,反映 発電管理部長は,定期的に新たな知見の確認を行い,新たな知見が得られた場合の火山現象 の評価を行い,必要な事項を適切に反映する。	組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
4 地 震 防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4.1 項から4.4項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	4 地 震 防災課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 4.1 項から 4.4 項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	
(中略)	(中略)	
4.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 原子力部長は、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ基準地震動の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 b. 波及的影響防止 原子力部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 c. 地震観測および影響確認 原子力部長は、3号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことの確認をする。	4.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 発電管理部長は、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ基準地震動の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 b. 波及的影響防止 発電管理部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 c. 地震観測および影響確認 発電管理部長は、3号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことの確認をする。	

変更前	変更後	備考
5 津 波 防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5.1 項から5.4項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	項から 5.4 項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づ	
(中略)	(中略)	
5.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の基準津波の 評価を行い、必要な事項を適切に反映する。	5.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 発電管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の基準津波の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。	組織変更に伴う変更 (以下, 本頁におい て同じ)
6 竜 巻 防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6.1 項から6.4項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、 竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施 する。	項から 6.4 項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づ	
(中略)	(中略)	
6.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価 を行い、必要な事項を適切に反映する。	6.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 <u>発電管理部長</u> は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。	

変更前	変更後	備考
重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準	
が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。 また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19	本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内規定に定める。	
1 重大事故等対策	1 重大事故等対策	
1.1 重大事故等対策のための計画の策定	1.1 重大事故等対策のための計画の策定	
(中略)	(中略)	
(2) 体制の整備 安全技術課長および発電課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を 行うために必要な要員(以下「発電所災害対策要員」という。)を配置し、以下に示す重大事故等 対策を実施する実施組織ならびにその支援組織の役割分担および責任者などを定め、効果的な重 大事故等対策を実施し得る体制を確立する。	(2) 体制の整備 安全技術課長および発電課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を 行うために必要な要員(以下「発電所災害対策要員」という。)を配置し、以下に示す重大事故等 対策を実施する実施組織ならびにその支援組織の役割分担および責任者などを定め、効果的な重 大事故等対策を実施し得る体制を確立する。	
(中略)	(中略)	
f. 所長は,重大事故等発生時,直ちに非常体制を発令するとともに <u>原子力部長</u> へ報告する。	f. 所長は,重大事故等発生時,直ちに非常体制を発令するとともに <u>発電管理部長</u> へ報告する。	組織変更に伴う変更 (以下,本頁におい
(中略)	(中略)	て同じ)
 1.4 重大事故等発生時の支援に関する活動原子力部長は、重大事故等発生時における原子力本部(松山)および本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の(1)から(3)を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、原子力本部(松山)および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。 (1) 原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために、以下に示す災害対策本部(松山、高松)の役割分担および責任者などを社内規定に定め、体制を確立する。 a. 原子力部長は、発電所における非常体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力本部長に報告し、社長は本店に非常体制を発令し、原子力本部長は原子力本部(松山)に非常体制を発令セス 	1.4 重大事故等発生時の支援に関する活動原子力本部(松山)および本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の(1)から(3)を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、原子力本部(松山)および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。 (1) 原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために、以下に示す災害対策本部(松山、高松)の役割分担および責任者などを社内規定に定め、体制を確立する。 a. 発電管理部長は、発電所における非常体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力本部長に報告し、社長は本店に非常体制を発令し、原子力本部長は原子力本部(松山)に非常体制な発金さる。	
を発令する。	制を発令する。	
(中略)	(中略)	

(2) 原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて災害対策本部(松山、高松)が中心となって社内外の関係各所と連係し、適切、かつ、効果的な対応を検討できる体制を確立する。

体制を確立するにあたっては、以下の事項を考慮する。

(中略)

- (3) 原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材を配備する。資機材の配備にあたっては、以下の事項を考慮する。
- a. 原子力部長は、他の原子力事業者より、支援に係る人員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるように支援計画を策定する。
- b. 原子力部長は、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、主要な設備の取替 部品および燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処 設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施 できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。
- c. 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。
- 1.5 重大事故等発生時の支援に関する活動の実施

原子力部長は、1.4で定めた計画に基づき、重大事故等発生時の支援に関する活動を適切に行う。

1.6 定期的な評価

<u>原子力部長</u>は、1.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとと もに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

また<u>原子力部長</u>は、1.4で定めた事項について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。

(2) 発電管理部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて災害対策本部(松山、高松)が中心となって社内外の関係各所と連係し、適切、かつ、効果的な対応を検討できる体制を確立する。

(以下,本頁において同じ)

組織変更に伴う変更

体制を確立するにあたっては,以下の事項を考慮する。

(中略)

- (3) 発電管理部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材を配備する。 資機材の配備にあたっては、以下の事項を考慮する。
- a. 発電管理部長は、他の原子力事業者より、支援に係る人員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるように支援計画を策定する。
- b. <u>発電管理部長</u>は,発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備,主要な設備の取替部品および燃料等について支援を受けることによって,発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い,継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。
- c. <u>発電管理部長</u>は、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、 食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材を継続的に発電 所へ供給できる体制を確立する。
- 1.5 重大事故等発生時の支援に関する活動の実施

発電管理部長は、1.4で定めた計画に基づき、重大事故等発生時の支援に関する活動を適切に行う。

1.6 定期的な評価

発電管理部長は、1.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うと ともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

また<u>発電管理部長</u>は、1.4で定めた事項について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、 評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行 う。 変更前 変更後 備考

2 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応のための計画の 策定

安全技術課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備と して、次の2.1 項を含む計画(訓練計画課長および発電課長が定める計画に含まれる事項を除く) を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

訓練計画課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち教育および訓 練の管理に係る事項として、次の2.1 項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く) を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

発電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転 に係る事項を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を社内規定として策定し、原子炉主任 技術者の確認を得て, 所長の承認を得る。

(中略)

2.4 大規模損壊発生時の支援に関する活動

原子力部長は、大規模損壊発生時における原子力本部(松山)および本店が行う支援に関する活動 を行う体制の整備として、次の(1)および(2)を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、原子力 本部(松山)および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。原子力 部長は、大規模損壊発生時の体制について、組織が最も有効に機能すると考えられる通常時の実務経 験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。

(中略)

2.5 大規模損壊発生時の支援に関する活動の実施

原子力部長は、2.4 で定めた計画に基づき、大規模損壊発生時の支援に関する活動を適切に行う。

2.6 定期的な評価

原子力部長は、2.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとと もに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

また原子力部長は、2.4で定めた事項について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、 評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行 う。

2 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応のための計画の 策定

安全技術課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備と して、次の2.1 項を含む計画(訓練計画課長および発電課長が定める計画に含まれる事項を除く) を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

訓練計画課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち教育および訓 練の管理に係る事項として、次の2.1 項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く) を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

発電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転 に係る事項を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を社内規定として策定し、原子炉主任 技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

(中略)

2.4 大規模損壊発生時の支援に関する活動

原子力部長は、大規模損壊発生時における原子力本部(松山)および本店が行う支援に関する活動 を行う体制の整備として、次の(1)および(2)を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、原子力 本部(松山)および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。発電管 理部長は、大規模損壊発生時の体制について、組織が最も有効に機能すると考えられる通常時の実務 経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。

組織変更に伴う変更 (以下、本頁におい

(中略)

2.5 大規模損壊発生時の支援に関する活動の実施

発電管理部長は、2.4 で定めた計画に基づき、大規模損壊発生時の支援に関する活動を適切に行う。

2.6 定期的な評価

発電管理部長は、2.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うと ともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

また発電管理部長は、2.4で定めた事項について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、 評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行

て同じ)